

参議院内閣委員会會議録第五十一号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)午前十時三十分開会

委員の異動
五月二十三日委員高橋衛君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

青木 一男君

理事

野本 品吉君

宮田 重文君

千葉 信君

島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君

井上 清一君

木島 虎藏君

木村篤太郎君

西郷吉之助君

佐藤清一郎君

江田 三郎君

菊川 孝夫君

田畑 金光君

松浦 清一君

吉田 法晴君

高瀬雄太郎君

廣瀬 久忠君

國務大臣

清瀬 一郎君

船田 中君

文部大臣

永山 忠則君

増原 恵吉君

門叶 宗雄君

防衛政務次官

防衛庁長官

官官局長

防衛庁防衛局長 林 一夫君
防衛庁教育局長 都村新次郎君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君
防衛庁整備局長 小山 雄二君
文部省調査局長 福田 繁君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。
委員の変更についてお知らせいたします。
五月二十三日、高橋衛君が辞任せられ、その補欠に木村篤太郎君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 国防会議の構成等に関する法律案を議題といたします。
質疑を行います。

○江田三郎君 理事を通じて、本日の質問に経済企画庁の長官の御出席をお願いしておきましたが、それはどうなっておりますか……委員長、誰が答へられるのですか……どうしたのだ、答へ、「きょうの委員会じゃないのだ、どうして呼ぶ者ありきよりの委員会の私の質問に、経済企画庁の長官の御出席をお願いするといっておる。

○委員長(青木一男君) 理事といつてどなた……

○江田三郎君 千葉理事を通じてちゃんと申し込んであるはずだ。

○委員長(青木一男君) 再度今連絡しておるそうですか。

○江田三郎君 見えますか。

○委員長(青木一男君) 再度連絡しておりますから。

○田畑金光君 この間も松浦君のあれでも、長官が出席しなければ質問ができませんというのがあったでしょう。これは前の国会のときでも、この内閣委員会が国防会議法案を審議したときに、長官だけでなく、企画庁長官も、それから外務大臣も出てもらって何した。近く外務大臣も出てもらわなくては質問できない点もあるだろうから、きょうはすみやかに委員長、手配して下さい。

○江田三郎君 これから質問します。
そこで、自由民主党の方なり、それから鳩山総理としても、自衛のための最小の軍備というのをいろいろ言われるのですが、私もせんだつても鳩山総理に、自衛のための最小の軍備というのは一体どういふことなのかというところをお尋ねしまして、若干答を得ましたけれども、きわめてぼろぼろとした答弁なんです、その点を防衛庁長官として、自衛のための最小の軍備というところはどうかということをお考えになっておるのか、それからお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) これはただいま御指摘がありましたように、総理大臣からも答弁申し上げておりますように、わが国の国力及び国情に相応する最小限度の自衛体制を整備するということを目標としておるわけでございます。具体的に申し上げますれば、現在政府が整備しつつある自衛体制というものは、もちろん、その中に入るものである。すなわち、最小限度の自衛体制であるということをお願い申し上げます。

○江田三郎君 そうしますと、防衛六カ年計画、正確な名前前は私よく知りませんが、あれで陸上自衛隊十八万とか、飛行機千三百とかいうあれがわが国の国力及び国情からみての自衛の最小の軍備、こうなりますか。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁試案として持っております昭和三十一年度において達成すべき陸上十八万、艦艇十二万四千トンといったようなあの最終目標だけが最小の自衛体制の限界であるということをごに明言するわけではございません。しかしながら、今まで政府がだんだん整備しつつある自衛隊の現有勢力及び近い将来において達成することを目標としていたしております自衛体制、その程度のもは先ほど申し上げましたいわけの国力、国情に相応する最小限度の自衛体制と申し上げて差し支えないと存じます。

○江田三郎君 鳩山さんと違つてあなたばかりで正確な答弁をされるたちなんですから、一つ正確に教えていただきたいと思うのですが、わが国の現在の国力及び国情から見たら、先ほど言われました陸上十八万、艦艇十二万

四千というふうなあれは自衛隊のため最小の軍備なんです。どうもそこをそうでないような、そうであるようなことをおっしゃるので、はっきりわかりませんので、重ねてお尋ねします。

○國務大臣(船田中君) あれだけで自衛体制が十分整備されたというふうに明言することは私は今日はずかしいと存じます。しかしあれよりも非常に大きな自衛体制を整備するということが計画は今日政府としては持つておらないわけでございます。大体の目標といひますか、めどは現在防衛庁の試案として持つております昭和三十一年度において達成すべき最終目標、あの数字に出てきましたもの、あの程度のものでございしますならば、私は最小限度の自衛体制と申し上げて差し支えない、かように考えておるのでございまして、それをどの程度としたらその限界をこえるかということとはちよつと申し上げかねますけれども、まずさしあたりの目標といたしまして、防衛庁の持つておりますものは、従来しはばこの委員会においても申し上げております程度のものでございまして、私は最小限度の自衛体制といふことを申し上げて差し支えない、かように考えておる次第でございます。

○江田三郎君 あなたはあの限度をこえたら、またわれわれの方が憲法違反じゃないかというかわからぬと思つて、はっきりさせないでおられるのかと思ひますが、われわれはこんなもの

はもともと全面的に憲法違反だという建前を持っておるわけです。しかしその問題を議論しておつたのでは始まらないから、もうそういうことはききやうは触れませんか、一つはつきりおつしやうていた方がいいのです。そうしますと、わが国の国力及び国情から考へると、昭和三十五年を目標にした防衛庁の試案というものが自衛のための最小限の軍備、こういうことでいいんです。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁として考へておられます現在の自衛体制というものは、大体その程度を目標にしておるわけでごさいます。従つてそれが最小限度の範囲に入るといふふうに考へておる次第でごさいます。

○江田三郎君 船田さんどうして言葉が濁されるのですか。あなた濁したんじゃないやなかつたら、私が聞いた通りでいいんですか、何かその範囲に解れると、だけでというようなことをちよいちよいはさまれるのですが、一つはつきりやうていた方がいいのです。

○國務大臣(船田中君) これは私は最小限度の自衛体制という抽象的な表現でごさいます。これを尺度ではかられるようにはつきり陸上何万になつたら最小限度をこえるというところは、私はそれをはつきり申し上げるといふことはできかねると思ひます。しかし防衛庁といたしましては、現在のところ大体今までお示ししているものを、昭和三十五年度に達成するといふことを考へておるわけでごさいます。それから先のことをどうするかといふことについては、今のところまだ具体的な何ものも持つておらないという実情でごさいます。

○江田三郎君 そこで国防会議が成立しますといふと、会議へかける議案というものは、議長の方で整備されて提出される、まあこういう形になると思ひますが、もちろん鳩山総理である議長がそんな資料を持つておられるわけじゃない。ですから従つて国防会議成立の時にかけられる長期の防衛計画というものは、今計画されておられるものが出てくると、こうなりますか。

○國務大臣(船田中君) 陸海空の自衛体制整備についての要求原案というものは大体防衛庁が作成いたしました。国防会議の事務局を通じて総理大臣の決裁を経て総理大臣が諮問をするという形になると思ひます。

○江田三郎君 そこでそういうものがまあできるときに、総体として陸上自衛隊十八万、それから飛行機三千三百、艦艇十二万四千トンというのはいかぬが、もちろん国防会議成立の時に提出されるときには、莫たるそういうものでなしに、もつとこまかに、飛行機ならばどういふふうな飛行機というやうなことになるんだと思ひますが、そういう内容はどういふことになりませんか。

○國務大臣(船田中君) 飛行機、艦船の種類、その数量等につきましては、今まだ具体的にはきまつておりません。これから十分検討して参りたいといふふうに考へております。

○江田三郎君 しかしそれはちよつとおかしいことないですか。飛行機という場合に種類、数量というものが正確にこまかな点はきまつていなくとも、大よそどういふ種類、どういふ数量かといふことは、これはわかるのじやないでしやうか、これはないのでですか。

○國務大臣(船田中君) 昭和三十五年度の最終年度において達成する目標に掲げてあります飛行機の種類につきましては、これまたこの前申し上げたやうに、大体航空自衛隊につきまして千三百機というものを目標にいたしておりますが、その半分は練習機といふふうに考へておるわけでごさいます。艦艇十二万四千トンと申しておりますものにつきましては、その艦種について、あるいはその艦艇にいかなる大きさのもの、あるいはトン数がどうなるかといふやうなことはまだ実はきまつておりません。

○江田三郎君 千三百機の半数が練習機で、その残つたものは一体その中に爆撃機とか、戦闘機とかいふものがあると思ひますが、その内訳はどうなりますか。

○國務大臣(船田中君) 攻撃的な兵器を持つといふことは考へておりません。どこまでも国土防衛に必要な兵器、艦船を整備するといふことでごさいます。爆撃機を持つといふやうなことは今のところ考へておりませんが、実用機といたしましては、これは大体戦闘機それから輸送機といふものがわれわれの考へております実用機の内容でごさいます。

○江田三郎君 この何かあなた敵の基地をたたくとかたかたかぬと言つて問題が起つたといふことで、私ちよつとそのころこちらにおらぬものですか、正確に聞いておらぬのですが、それはどうでもいいのですが、爆撃機は持たない、大体練習機とあとは戦闘機及び輸送機、こうなるわけですか。

○國務大臣(船田中君) 爆撃機は持つといふ考へは持つておりません。

○江田三郎君 そこでこの艦艇の方はまだ全然わからぬ、こういうことですか。

○國務大臣(船田中君) 今までは御承知の通り警備艦につきましても大きいもので千六、七百トン、中型のものが千数十トンといふやうなもの、それから上陸支援艇とか、あるいは雑船といふやうなことになると思いますが、それをどういふふうに分けをきめるか、あるいはその艦艇の大きさ、トン数といふやうなことにつきましては、今までは整備して参りました実情もよく検討を加へまして、そうして将来の計画を立てて行かなければなりませんので、従つて艦種、トン数、大きさ、型状といふやうなものにつきましては、まだきまつておらないといふ次第でごさいます。

○江田三郎君 それから飛行機と船のことはそういうことですが、陸上自衛隊の方の使う兵器といふものは、今持つておる程度の兵器以上に、まあいゝゆる新鋭兵器といふものをこの計画では予想されておりますか。

○國務大臣(船田中君) もちろん新鋭兵器といふものも考へて行かなきゃならんと存じます。ここにできるだけ経費を少くいたしまして、効果的な防禦のできるやうな兵器を考へて行かなきゃならぬので、そういう点につきましては、技術研究所において常に検討を加へ研究を進めておる次第でごさいます。

○江田三郎君 大体どういふ……それは将来ずつと先はわかりませんが、今考へられる新鋭兵器といふのはどういふものが予想されるのですか。

○國務大臣(船田中君) まずさしあたり考へられますものは航空機の侵入に對してこれを防衛するための誘導弾といつたやうなものは、それは相当力を入れて研究をして行かなければならぬものと思ひております。

○江田三郎君 それが例のスイスから買ふとか何とか、それですか。

○國務大臣(船田中君) それも一つでございます。アメリカ側に対してはアメリカの持つておるアメリカの陸軍が持つております地対空の誘導弾ナイフといつたやうなものが供与を受けられれば、私は大へんこれは国土防衛のためには有効であると思へられますけれども、しかしなかなかナイフを今日本の方に供与してくれと言つて要求いたしまして、これは直ちに供与を受ける見込みはございせん。さればと言つて誘導弾の研究といふことはおろそかにできませんので、従来はいろいろな書面の資料によつて研究を進めておりますが、しかしどうしてもこういふやうなものは実物について研究をし、そしてこれになるべく早い機会に試作する必要があると存じますので、そういう趣旨におきましてスイスのエリコン社から誘導弾を一そい買ひ入れたといふ計画を立てまして、三十一年度の予算において御承認を得た次第であります。

○江田三郎君 誘導弾以外に、たとえばアメリカの方でオネスト・ジョンを持つてきているといふやうな、ああいうものも漸次アメリカから貸与を受けるとかその他の形で使ふといふことを考へておられるのですか。

○國務大臣(船田中君) オネスト・ジョンについては、自衛隊がこれを保

たとへば自衛隊の方で、防衛庁で従来研究し試作をいたしましたものとしては、百五ミリの無反動自走砲というよりなものもございまして、これは昨年の秋試作いたしましたその成績も非常にいいようでございますので、これはやはり今後の一つの兵器として有力なものとして備えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○国務大臣(船田中君) これはこの委員会でも申し上げたと思いますが、艦艇にいたしましては飛行機にしても、その種類、大きさとか型状とかというようなものがまだ具体的にきまつておりませんので、従つてそれにどれだけ経費を要するかという金額についてもまだきまつておりません。すなわち昭和三十五年までの最終年度において達成すべき目標は、一応これまで申し上げたようなことがございますけれども、

○江田三郎君　すると、今はきまつていなくても、国防会議ができた際には、この計画はただ十八万というよりなことだけでなしに、それに要する総

○国務大臣(船田中君) 国防会議にどういふ要求原案を出すかということも実はまだきまつておりませんので、その金額をつけて出すかどうかということについても、今ここでお答へするのだが、おのけのまだ具体的な資料ができておらないわけでございます。

あるいは大ざっぱに見て年度別の経費がどのくらいというものが出てこないかと、片方の経済自立の長期計画にしておいて、もう一方の経費の計画は、このようにして、なるべく出てくるか、ぬけるか、ということにしておいて、これは常識で考えましたところで、ただいまあなた方が持っていていられる計画というものは、それに見合ふ総経費はほぼどのくらいというものは出てこなければならぬと私は思うのですが、どうですか、それは。

防衛費関係幾ら、それから賠償関係幾らというようなことはまだはつきりきまつておるわけではございません。これは全くおよその見当でございます。

まして二・二%強という、国民所得に対する二%強というものを大体の腹づもりにいたしておるわけであります。ただそれをどういふふうに振り当てるかというところにつきましては、今後十分検討を加えて決定をして参りたい、かように考えております。

○**國務大臣(船田中君)** 大體防衛關係の費用を國民所得の二%強の範圍にとどめたい、こういう考え、その方針で進んで参りたいと存じます。

○**江田三郎君** 今の問題は、まあ大體賠償關係の方も、フィリピンもきまりましたし、またインドネシア等もおおいきまると思いますので、一体その他の經費の中で、どういふような配分を考えているかというは、經濟企画厅长官がこられてから、なお、もう少し

ですか。

○国務大臣(船田中君) このアメリカに供与を要請する兵器の種類、数量等はまだきまつておりませんが、大体初

メリカの供与にまつということに計画をいたしておるわけでございます。

○江田三郎君 私この間要求しておきました資料で、ここへ昭和三十一年度MDAP期待数量と推定価格、こういう資料をいただいたわけですが、これによつていきますと、昭和三十一年度は

○國務大臣(船田中君) これは先ほど申しましたように、供与を要請する兵器その他の装備についての種類内容がまだきまつておりませんので、従つてその供与を受くべき兵器装備類の推定価格というものはつきり申し上げるほどの材料がございませんが、大体やはり一億数千万ドルという程度にはなるだろうと存じます。

○江田三郎君 だから今のこの程度のもを今後三十五年までは年々要請す

すので、それとこの三十一年度の要請いたしております供与装備品の推定価格というものを比較いたしてみますと、大体今御指摘のありましたよう

存じます。

○江田三郎君 三十一年度にここに出
されているいろいろな種類、数量があ
りますが、もちろんアメリカとして
も、どういふ種類のものをどれだけ出
すにしたところで、これはやはり一応
長期の計画を立てて、日本を何年まで

か。

○國務大臣（船田中君） 三十二年度以降の供与を受くべき飛行機、艦船あるいはその他の装備品というものについての話し合いはまだできておりません。

○江田三郎君 できておらぬという答弁もいいでしょう。しかしそんなことは通用しませんけれどもね。あなたの

ですが、最近はどうですか。

○国務大臣(船田中君) 私は辻君が言
うように中古のもので役に立たないと
いうようなふうには全然考えておりま

せん。それは中には多少古くなったものもござります。(「みんな古い」と呼ぶ者あり)あるいは日本人の体力あるいは体位から考えまして、多小手直しをしなければならぬといったようなものもあると存じますけれども、しかしアメリカからかような装備品を供与を受けまして、そして自衛隊を育成するということは、私どもの考えておりますように、国力に相応する最小限度の自衛体制をすみやかに整備したいという考えから申しますれば、決して役に立たないものではない。これがあればこそ、こゝまでわずか五年有余の間にこれだけの自衛体制が整備されたのであるというふうに考えております。

○江田三郎君 まあ実際に使ってみぬのですから、だれもそれを反駁できないでしょう。使ってみると、その実弾射撃の成績が、辻さんが言っているよりも少しはましな感じが、ほんとうにこれをもって人を撃つてみたりしないから、今のうちにはあなたは何を言っているものでしょう。それで、三十一年度のこの期待数値というものは、これは全部入ってくるわけですか。

○國務大臣(船田中君) この中にはまだ入らないものが相当たくさんござります。

○江田三郎君 どういうものが今むずかしいのですか。入らないものが相当あるということですが、どういうふうな、この中でどんなふうなものが入らないのですか。それから見通しはどうなのですか。

○國務大臣(船田中君) 先ほど私の答弁申し上げたことが少し違っておりますので訂正を申し上げます。この

今お示し申し上げておりますのは三十三年度のMDAP期待数値と推定価格でございます。これはアメリカの会計年度から申しますと、七月一日から始まる一九五七年度ののものになりますので、これは交渉はいたしてありますけれども、しかしまだ当方には入っておりませんという状況でございます。

○江田三郎君 そうすると、アメリカの三十年度の千九百何年かまよくわかりませんが、この六月で終る会計年度の分は、期待した数値と入ったものとはどうなんでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 過去のMDAP供与の關係でございますが、三十一年度の今まで入りました実数は、まだ正確な集計はできておりませんが、警察予備隊が始まりましたから三十年度末までの総計といたしまして、供与期待をいたしましたのが三千二百億程度でございます。これに對しまして、入りましましたのが二千六百億程度でございます。約八割くらい入っております。三十年度も大体そういう実績でございます。時期的なずれもございまして、こゝろに実績でございます。

○江田三郎君 この間うち飛行機の期待しておったのが入らぬということと衆議院の方でいろいろ質問が出ておつたりしました。向うの六月で終る会計年度で期待しておつてはずれたというのはいくらものがあるんですか。

○政府委員(増原憲吉君) 衆議院でどういふふうに具体的に申し上げたかちよと今覚えておりませんが、三十年度で一応期待をしておかれておりますものは、海で使います対潜哨戒機、P2Vというものが予定よりおくれおる事情があります。

○江田三郎君 そういふものが入つてこない場合にはあなたの方の計画というものはそれだけ違ってくるわけですね。何かそれを、入つてこなかったら、入つてこないで、すぐに補充の措置をとるわけですか。たとえば日本で作るとか、金で買つとか、何かそれはできないのですか。どうするのですか。

○政府委員(増原憲吉君) この対潜哨戒機につきましては、日本で簡単に作るとか、ほかでまかなうというふうに入りかねるものでありますので、入つてこなかった分については計画がはかばかしくなるといふこととあります。

○江田三郎君 そうなりますと、まあ今後三十一年度に四百四十億、それから将来も昭和三十五年まで大体この程度を期待されるというふうになる。その中でもやはりあなたの方から考えておられて入つてこないものが相当あると思ひますが、向うのものが入つてこないときには、これはそれだけ計画というものは狂ってくるわけですね。

○政府委員(増原憲吉君) 当初は、期待いたしましたものと入ってくるものとズレがありました。ところが現在よりは実は多かったです。ところが、当委員会でも、前に御審議を願ひましたときに、艦艇が相当に供与期待と違つて、相当大型の千六、七百トン程度のもので供与をされないというふうなことがなりまして、やはり計画を一部変更したといふふうなこともございました。

ただいま申し上げたP2Vもそうであります。本年度あたりになりますと、その点は項目的にこらんをいたさましても、今まで間違ひのありました艦艇等はおおよそ数次の折衝でまづ

まず確定的なもののみを期待をいたしております。航空機も大体内交渉で確定的なものを期待をいたしてあります。その他のものも、航空自衛隊のF86その他、これも内交渉で大体確定的なものを着き上げておまして、決してこの期待がはずれるということとはまずないものといふふうに見込んでおります。

○江田三郎君 今ここに書いてあるものが期待がはずれていたわけ、しかしこれはたまたまこゝろした話し合ひで、ちゃんときまつたのだから、これははずれぬといふだけのものではあつて、あなたの方では、三十五年度までの計画にはこゝろいふものも入れた、あつても入るものも入れたといふものがあると思ひます。全然ないことはないでしょう。それが向うとの話でまだはつきり向うが承認した期待量ではないけれども、こゝろの、向うへ持つていかない期待量といふものがあるわけでしょう。腹づもりといふものが。そういうものが今後の折衝でどうなるかわかりませんが、相当また狂ってくるのではないと思ひますが、特に先般新聞でわれわれ拝見したところでは、このアメリカの今後の方針といふものは、日本に對してこゝろいふで上つた兵器を供与するのになしに、日本の国内の兵器生産そのものを興さす方向へ行くのじゃないかといふことがちよとありましたが、そういうことはどうなつておるのですか。

○國務大臣(船田中君) それはただいま次長から答弁申し上げましたように、自衛隊の増強のために期待しております。こゝろいふ既成の装備品といふものにつきましては、大体下交渉を

いたしたものを期待いたしますから、今後の狂いは少なくなつてくるといふふうに考えております。しかしその問題と相並行いたしました、日本の防衛力を増強していくためにはどうしても防衛生産の方に力を入れていかなければなりません。ところが、防衛生産につきましては、終戦後一時ほとんど全面的に破壊、撤去されてしまつたといふ關係で、相当長い期間空白がございまして、ただそのうちで割合に早く復活いたしておりますのが、御承知の通り船と造船の問題と、それから通信器材の製造のこととでございます。従いましてその方面においての自衛隊の増強に必要な艦艇、通信器材といふものは相当多くの部分を國産品に待つていうことで、現にこれはやつておるわけでありまして、ところが、その他の防衛生産に關する施設あるいは技術といふようなことになりまして、こゝろと相當おくれおりますので、この科学技術の導入といふこともきつめて大切であります。これは別途御審議を願つております。これは技術協定といふようなものによりまして、アメリカ政府の持つておりますライセンスをなるべく日本にもこれを供与を受ける、また向うの民間人の持つておる技術上の知識も導入が容易になるようにいたしまして、そしてわが國における防衛生産の水準を高めていくように努めて参りたい、かように考えておるわけでありまして、アメリカの方をいたしまして、そのことにはできるだけ協力を惜しまないといふ従来方針をとつておる。従いまして、こゝろいふ防衛生産の育成、強化といふことに今後は努めて

参りたい。しかしさればといつて從來問題になっております、今問題にもなっております防衛長期計画を達成するの、アメリカ側の供与がなくなるなら、それにかわつて日本の防衛生産にまつのであるといふ、そういう関係にあるわけではございません。これは供与を受けるということ、それから防衛生産の育成強化ということと両々相待つて日本の防衛力の増強をはかつていきたい、かように考へておる次第でございます。

○菊川孝夫君 ちよつと関連して。今の供与兵器についてですが、向うから供与された兵器は符号、それからそれに対する名称あるいは注意書、そういったものを全部英語で書いてあつて、それは一切撤去を許さない、日本語にこれを書きかへることも許されな

いし、そのまま使わなければならぬ、こういうことになっておるといふことが言われておるのですが、事実みなそういうふうになければならぬのですか。その点を一つお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) たとえば飛行機をもちますと、これは向うの星は取りまして日の丸をつけるということに全部いたしておりますが、こまかい部品等に打ち込みましたような標記類、注記類はおそらくそのままで使つておる、部品の整理番号等は向うのものをそのまま使用しておるという形であると思ひますが、表へ出すような標記類は星のマークは全部取りまして日の丸をつけることはごらんの通りいたしておるわけではございません。

○菊川孝夫君 星のマークを日の丸にかへるのはいいが、たとえば入口には入口、便所には便所の符号がつくだろうと思ひます。監視艇でも何でも、寝台には寝台、それから士官室には士官室、こゝろの全部英語でそのまゝ書いておくのか、それから日本語に書きかへることを許されておるのかどうか、それを。

○政府委員(増原憲吉君) 今仰せになりましたようなことはもちろん日本語で書くのでありまして、許すも許さないもない、われわれの部隊でやりますことで、日本語で書いておきます。

○菊川孝夫君 そうすると、そういう標記は一切日本語に書き改めるわけですね。部品のこまかいところは除いて全部書き改める。今度土曜日に見せてもらひに行くことになっておられますので、そういうものはそれを全部書き改めることになっておるわけですね。

○政府委員(増原憲吉君) 今仰せになりましたのは寝台とか便所だとかいうところを英語で書いておるかと言われ

ましたので……。○菊川孝夫君 いや、具体的にわかりやすく申し上げたので、英語で注意書その他を書いてあるのは日本語に全部書き改めて、それから使用させておるのですね。

○政府委員(増原憲吉君) これは先ほど申しましたように、部品類等は向うでいろいろ部品としての標記を打ち込んだりその他書いて参つておるものはまだおそろくそのまゝの標記で使つておると思ひます。整理等もその標記に従つて整理しておると思ひます。

○江田三郎君 先ほどの長官の御答弁によりまして、大体アメリカの方の

考え方も既成品を供与するという考えから防衛産業の育成という方向に変わつてくるように私受け取つたのですが、そういうふうなお答えだったのでしようね。

○国務大臣(船田中君) いや、今江田委員の仰せられたように変わつて来ているといふことはございませぬ。これは両々相待つて行くようにしておるわけではございまして、当分の間わが自衛隊を増強するにつきては、既成品の装備品の供与を受けなければならぬといふことは今日はまだ期待できません。しかし一方供与を受けますけれども、同時に技術、科学の知識というものを導入いたしまして、そして漸次わが国の防衛生産を育成強化するよう

にして行きたいという方針を立て、そしてそれについてはアメリカ側でもできるだけの協力をするという態度をとつて来ておるわけでありまして、今後ともそういう方面に相当努力をして参りたいといふふうに考へておるわけでありませぬ。

○江田三郎君 それではさつき話が出ました一億数千万ドルという兵器の供与というものは、これはこれであつて、そのほかに防衛産業の育成強化といふことにさらに向うとしては力を入れて来るだらう、こゝろのことです

ね。○国務大臣(船田中君) 大体今お話のような方向に進んでおるわけではございませぬ。

○江田三郎君 そこでこの防衛産業の強化育成といふことについて、あなた方が考へておる基本構想というものはどういふことになっておりますか。

○国務大臣(船田中君) 防衛生産、防衛産業のことにつきまして一応その具體的構想を概略申し上げますと、これは申すまでもなく防衛力増強の裏づけをいたしまして、防衛産業の育成といふことがきつて重要なことは申すまでもないのでございませぬが、自衛隊の使用する装備品のうち、先ほど申し上げましたように、車両、通信機等についてはこれはその生産力が割合に早く復活いたしておりますので、その大半を国内調達に待つておるというふうな状況でございませぬ。その生産体制を育成整備して参つて来ておりますが、火器、特車、弾薬等はその初年度整備のほとんどすべてが米側からの援助によつておりました関係上、今日までわが国の関係産業の育成といふことは、主として米軍の域外発注を通じて行われて来たといふのが、今までの実情でございませぬ。しかし今日の段階では米側からの援助を期待のできないものはもちろんのこと、部品の発注、補給それから装備品の取りかへ、補充は漸次日本側で充足すべき段階に至つておるもので、これに

対応する具體的な国産化計画を予算規模、装備品の種類等とにらみ合せて個々について検討を加えつつある、こゝろの状況でございませぬ。火器、特車につきましましては本年度において、先ほど申し上げましたこととございませぬが、百五ミリ、百五十五ミリの榴弾砲及び特車の試作、研究を行い、国産化の計画を進めておられます。弾薬につきましましては、朝鮮戦争に伴う米軍の需要によりまして、すでに相当規模の生産体制が整備されておりますが、さしあたり防衛庁の大幅な発注は不可能で

あります。今後において防衛庁として発注、調達する必要があるものでは、その生産設備の維持については諸般の事情を考慮して、何とかこれはそういう生産設備を維持いたして参りたいといふふうに考へておられます。これは主として通産省と緊密な連絡をとつて研究を進めておられます。まだこれはしかし結論に達していません。

それから航空機につきましては、メンター初等練習機はすでに国産化が進んでおりますが、ジェット機につきましては、先に締結されたF86F航空機の組み立て並びにT33Aの組み立て及び生産に関する日米間の取りきめに基いてその国産化に着手しておられ、さらにジェット中間練習機につきましても本年度においてその研究に着手いたしておられます。それから艦艇については国内造船業者の活用と育成、それからその技術の向上をはかつておられます。これは現に昭和二十八年度に計上された艦艇も昨年の暮以来相当できつつあります。なお、防衛産業の長期対策につきましましては、防衛六カ年計画の策定に照応いたしまして、目下検討を加えつつある、こゝろの状況でございませぬ。

○江田三郎君 この新兵器の試作研究といふことですが、これにまあ力を入れるといふことですが、これはどこまでも民間にやらすのですか、あるいは国としてこれをやるという将来をうかう考へ方なのか、どっちなんでしょう

か。○国務大臣(船田中君) これは国有国营がいいか、国有民営がいいか、あるいは民有民営がいいかといふことは、それぞれ防衛産業の種類によつて個々

に研究をしてみなければならぬことと存じます。それらの点につきましても、まだ防衛庁としてどうしたらいいという結論に達しておりませんので、これらの点は各種の資料をそろえて、国防会議ができましたときには、十分この国防会議の審議を待ちまして、そしてなるべく早い機会に方針を決定するという方向に進んでいきたいと考えております。

○江田三郎君 生産設備の維持ということをおっしゃいましたね。これはやはり現在の兵器工場あたりの国有というようなことが問題になっているのですか。

○國務大臣(船田中君) 銃砲弾の生産設備につきましては、昨年の暮以来、そういう点が問題になっておりますが、これをいかに措置するかという点につきましても、実は通産省ともかなり緊密な連絡をとって検討を加えてきておりますが、まだどうしたらいいという点についての結論を得ておりません。防衛庁としては、できればあいつ銃砲弾の生産についての設備が維持されることを希望いたしておるわけでございます。

○江田三郎君 維持といっても維持は非常に今困難になつてきて、結局はこの銃砲弾の施設というものは国有、これが防衛庁の基本的な考え方ですね。

○國務大臣(船田中君) それらの点につきましても、関係省との間に共同に研究をいたしておりますが、まだ結論に達しておりません。

○江田三郎君 あなたに聞くと、長期計画の内容はわからぬのだ。それから防衛生産もいろいろ問題はあられるけれど

も、まだ話はつかぬのだというようにのことだけで、ちょうどこの間の憲法調査会のやつを聞いてみると、ただ問題点をだしているだけであつて、一向にわからぬのだ、こういう答えをして、さういふ点で憲法調査会が通ると、これはもう問題点というのはいさぐ具体案になつてしまふので、われわれは、今あなた方がわからぬからぬと言つておつても、実際にこの国防会議というものができるといふと、すぐこんなものが具体的な案で出てくるのじゃないか、こう考えざるを得ないのです。が、今ほとんど何もきまつていないというところだつたら、国防会議ができて、あなただけの答弁のような形で参りますと、国防会議ができて、早急に長期計画なり防衛産業の育成策なんというものは出てこないのですか、こう考えておいていいですか。

○國務大臣(船田中君) 国防会議の設置の必要といふことにつきましては、当委員会においてもしばしば総理及び私からも申し上げておりますやうな状況でございます。そういう事情がございまして、この防衛生産についての他の産業とのいかなる調整をはかつていくかといふことも非常に大きな問題でございます。これはぜひとも国防会議が設置されましたならば、そういう点について十分御審議願つて、そしてなるべく早い機会にわが国の防衛生産についての方針を政府の方策として決定するように進めて参りたい、そういうことのために国防会議といふものはぜひ必要であるといふふうに私は考えます。

○江田三郎君 国防会議は必要だ必要だといふけれども、われわれは必要なのかどうかといふことを判断するためいろいろ御質問を申しておるわけだ。ところが憲法調査会ときでも、ただ問題点を問題点だといふだけで、一向に憲法調査会を早急に設置しなければならぬ緊迫性があるかどうかといふことはわれわれにわからなかつた。今度の国防会議の問題でも、ただ三十五年程度にはこの程度のものをしたい、しかもその内容を聞いてみるという一向に要領を得ない。国防生産の育成についても、今あなたがおっしゃつたやうなことから一つ具体的なものはありやしない。そんなら何もあつて国防会議といふやうなものを作らなくていいじゃないかといふことになるのです。一つ船田さんお考え願ひたいのです。そこでその多数を持つている諸君としては、やっぱり野党をもう少し納得さしてくれなや困ると思つたのです。何を言つておつても質問の時間はきまつてゐるのだからして、時間さえかけておれば委員長が採決してくれ。井上君が動議かなんか出すだろう。(笑聲) そういうことになれば多数横暴といふことになる。もう少しはつきりしてやらねと、何も国防会議といふものはあつて作る必要はないじゃないか。もう少しあなたの方の考え方がまとまつてからやつた方がいいんじゃないか、こういうことになつてくるのです。一体、この間の新聞に、これは日本経済と毎日新聞に、国防産業の基本構想とあると、こう書いてある。そうして日本経済によりましますと、当局が関手しておると書いてある。それから毎日新聞にはもつとはつきり書いてある。こういうものは一体あなた方は関手しておられるのですか、関手しておられぬのですか。船田長官はどうか知らぬが、防衛庁の事務当局はこれに関手して作つてゐるのですか、どうなのですか。

○國務大臣(船田中君) ただいま江田委員の御指摘になりましたことは、おそらく自民党の政務調査会の中にある国防部会で審議いたしておりますことが新聞に出たのを御指摘になつたことと思ひます。(連うよと呼ぶ者あり) それらの資料につきましては、あるいは防衛庁の持つておられます資料を御利用になつたという面もあるだろうと存じますけれども、防衛庁の者として関手して、そういう今新聞に出ておりますやうな案の作成に防衛庁が関与したという問題ではないのでございします。

○江田三郎君 船田さんは新聞を見ないといふことをよく言ひますけれども、私は船田さんはこういう御性格だからして、まず何を言ひても新聞をよく見ておられると思ひますが、この発表された、自民党の分か何かわかりません。わかりませんが、この発表されたものについては、あなたは大体これを肯定なさつてゐるのですか、これは非常にけしからぬといふお考えなのか、どうなんですか。まだ新聞を見ていないといふ答弁ならだめですよ、そんなことは。

○國務大臣(船田中君) いや、新聞に出たといふことは承知いたしておりますけれども、それは自民党が成案として発表したものではないと私は考えております。大体の方向としては、別に反対すべきものではないと私は考えますが、しかし防衛庁がそれは直接関与

したものでないし、また私どもとして十分検討したものでないと思ひます。それから、その通りでよろしいか、あるいはそれはよくないとかいふことを具体的にここでご意見を申し上げる段階には達しておらないものでございします。

○江田三郎君 どこから出ましたかといふことは、これはよろしいわけですが、またしかし、あなたの方でそんなものは何だかんだといふと、新聞社の方から一体何だといふことになつて、問題になりましようが、そんなことはよろしいが、今の答弁でいきますと、少くともこの基本的な方向としては、これであつたのかと大体一致しておるのだ、こういうことですね。答弁はそうですよ。

○國務大臣(船田中君) その研究の過程においては、その方向において特に反対すべきものではない、こゝろの意味において申し上げたので、それを全面的に肯定するといふ意味で申し上げたわけではございません。その内容等については、まだ私十分検討いたしておりませんし、また防衛庁における事務当局から詳細聞いたわけでもございしません。またこれが関手しておるものでもないのではありません。ただ新聞に出たのを一覽したという程度でございますから、そこでこれに対する確定的の意見を申し上げるという段階には達しておらない次第でございします。

○江田三郎君 その研究の過程においては反対すべき筋合いじゃないといふのは何ですか。どうもあなたは法制局長官をやつておられて、法制局なんといふものは私は大きらいなんです。あなたのことを言うのじゃないのです。今やめておるのだから違ふのですが、

十分検討したものでないと思ひます。それから、その通りでよろしいか、あるいはそれはよくないとかいふことを具体的にここでご意見を申し上げる段階には達しておらないものでございします。

今は防衛庁長官です。それから、法制局というものは総理大臣がおると、へりにおつて何かつてこべ言つて、要するにこの形式さえ整えばいい、こりいうような時間さえ過せばいいのだという、そういう観点から総理にいつも入れ知恵するので、そこで私は竊にさわるのですよ。もうあなたは法制局を卒業されたのだから、もつとそういうふうな観点でなしに答弁を願いたいと思うのですが、これを今の答弁でいくと、これを一覽した限りにおいては、大体この考え方いいということですね。法制局答弁でなしに防衛庁長官の答弁です、今度は。

過程においては、そういう項目について研究しておるということは私はけっこうなことだと、こういう意味で大体反対すべき理由はないということを申し上げたわけでございます。

○江田三郎君　どうもちょっと今のは表情を持っておるといふことだけは……。(笑聲)しかし私は何も具体的にこまかいことをどうこうというておるのじゃないですよ。そんなことは私もよくわからねいですよ。これは基本構想なんです。基本構想というものを、われわれみたいなしょうろうとでなしに、あなたのような防

衛序長官という職にある者が一通りずつと眺むれば、これが基本線にはずれていくかどうかということはわかつてくるわけなんです。今、先ほどの、基本的にはこういうものに反対すべき点はないように思うということだけでいいのじゃないですか。どうも法制局局を抜きにして、ちよつとはつきりやつておいて下さい。

○國務大臣（船田中君）　これは繰り返して申し上げるようで恐縮でございますが、国有民営とかあるいは民有民営がいいとかということとは、これはなかなか具体的の問題になりましたときに、は、その形態というものは重要なこととでございまして、なかなかそう簡単に結論は出せないと思います。ですから私はそれについての研究をするという段階においては賛意を表しますけれども、その結論がその新聞に出ておりますような結論であるといったしますと、これについて直ちに賛意を表するということわけには参らぬことが多いように思います。

○江田三郎君　賛意を表することができぬというなら、一体どういふ点が賛意を表することができぬか。たとえば銃砲弾の生産なんかについて、あなたの先ほどの答弁でいくと、結局国有がいいような答弁をされている。これにもやはりそういうことが書いてある。どういふ点がいかにぬのですか。

○国務大臣（船田中君）　ですからこれは個々の具体的な防衛産業につきまして十分検討を加えないと、それが国有民営がいいか、あるいは国有国营がいいか、あるいは民有民営がいいかという結論は出せないと存じます。

○江田三郎君　　こういう基本構想についてだけでも、あなたの方の方は一向聞いてみても要領を得ない。そうして三十五年を目途にするところの自衛力増強の問題についても、内容というものは聞いてみると一向わけがわからぬ。それならあわてて国防会議を作ってみなしたところで、かける議案がないじゃないですか。何をかけるのですか。アメリカから言われたことだけかけるなら別

問題だけれども、少くともこの国防會議を作つたときの基本的な、国防會議にかけなければならぬ問題について聞いてみたつて何もないじゃないですか。これはゆつくりやつたらどうです、国防會議を。防衛庁設置法にこんなことが書いてあるからしなければならぬということでないけれども、その実体をきわめて見れば、一向要領を得ないなら、ゆつくりやつたらどうかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(船田中道) これはたびたび申し上げておりますように、防衛庁が試案として持つております三十五年度において達成すべき目標、その目標

をどういふふうにして達成するか。またその達成すべき目標の種類、内容、こういう問題につきましては、これは

できるだけすみやかに政府の政策としてはっきりきめることが、私はきわめて必要であると存じます。そういう目標がはっきり政府案としてきまることによりまして、ただいま御指摘にありましたような防衛産業ということについても、これをいかにすべきかということがきまってくるわけでございまして、先ほど来申し上げておる、いわゆる国力、国情に相応する最小限度の自衛体制というものはどういふものか、

またどのくらいのことを政府は考えているのかということによりまして、国民諸君もそれについて十分な関心を示し、またある意味においては安心もし、またそれに期待もかける、こういうことができると存ずるのであります、そういう基本的な問題を決定しまして参りますのは、どうしてもこれは防衛庁だけでなく、防衛庁が要求原案を出すにいたしましたも、これと関係の

深い關係を議員として、そうしてまた閣僚という立場でない議員として、十分これを大所高所から審議をいたしまして、検討を加え、そうして適當な結論を出すということが私はきわめて必要である。そうしてそれはただのべんだらりとやつておるのではなくして、なるべく早い機会に、そういう目標を具體的にきめていくということですが、これは他の政策、國策を遂行する上においてもきわめて大切な關係を持っておりますので、従つてこの國土會議といふものは、一日もすみやかに設置いたしましたして、そうして、重要な基本問題についての審議を早く

始めることのできるようにしていただきたい。かように考える次第でございます。

○江田三郎君　まあ国防会議を早く作つて、國民に国防について関心を保持してもらひ、安心をしてもらひ、期待をしてもらわなければならぬと言つたつて、聞いてみるといふと、一向要領を得ない。内容といふものはぼろぼろとしてしまつておる。結局防衛問題について國民が一番知らされたことは、七万五千圓のエンジンが千何百万円になるということや、ガソリンを入ればどうやら漏るということや、そ

ういうことだけをわれわれは知らされたのですよ。鉄砲をもらったけれども、撃つてみると当らん鉄砲だったという、そんなことだけを知らされて、関心を持ちようにも、持つとすれば不安を持つ、さような関心だけです。安心を持つような関心を持ちようがない。期待をせいといつたところで、随分庁長官が早くやめてくれたらいいという期待だけであつて、ほかの期待はいくつもない、さうな。

うことをあなたと何べんやつておつてもいかなから、問題を変えますが、とにかくあなたに答弁されたところによるといふと、国防會議ができた場合に、これにかけなければならぬとこの重要な案件といふものは、一向にかけられるところまで熟していない。従つて国防會議といふものはあつて、それはないといふことだけは強く私の印象に残りました。

そこで国防の長期計画を立てることに、国力と國情といふことを盛んに言われておるが、國情といふことは、これは国内的な問題と國際的な問題とを

方から出てくるのだと思います。国力というものについては、一応経済自立五カ年計画というものがあって、あれができるかどうか、わかりませんが、目標と云うものはあるのだから、まあどのくらいのものだという見当はつきません。国情という場合に、今後の対外関係が変れば当然この条件というものは変ってくる。で、あなたの立っているところの三十五年度を目標にする計画というものは、今後の国際情勢の変化によつては当然変ってくると思うのです。

○国務大臣(船田中君) 国際情勢の変化、その推移というものは、常に十分考慮していくべきものと考へます。

○江田三郎君 今、ソ連の方が百二十万の兵員縮小というのを言っている。まあこれをどう受け取るかという事は、それぞれダレスの受け取り方もありまじやうし、ダレスさんに非常に似通った船田的受け取り方もあるし、いろいろ受け取り方があるけれども、しかしこれは私たちが、お前の考え方とは違ふのだ、わしの考え方が正しいのだという事は私は申しません。これは歴史が決定することですから、少々時間をかければはっきりしてくることなんですからね。もし世界の情勢がもっと軍備縮小というようなことが明確になってきた場合には、当然三十五年を目標にするところの計画も変つてこなければならぬわけですね。

○国務大臣(船田中君) 私はその点において江田委員のお考えと非常に違ふと思ひますが、国際情勢がここ数年の間に全くもう部分戦争もない、冷戦もない、手放して楽観ができるという情勢にはならんと存じます。

○江田三郎君 なるならんは、だから今私はここではその議論はしない。しかし、なつた場合には、少くとも国際的に、だれが常識的に考へても、もう戦争の方向でなしに、平和の方向がはつきりしてきたのだ。こうなつた場合には、当然この三十五年度を目標とする計画というものが変つてこなければならぬわけですね。

○国務大臣(船田中君) 私は過去数千年の歴史がそう変るとは存じません。

○江田三郎君 法制局からがぜん哲学者になつてしまつた。(笑)ところが過去何千年間の人類は、原子爆弾だ、水素爆弾だというものが出るとは考へていなかったのです。そんな容斥じやだめです。

○国務大臣(船田中君) これは江田委員もよく御存じの通り、ノーベルが發明されて、これでもってこんな殺傷兵器ができたから、もう戦争なんかやつたら大へんだというのをいわれて、ああノーベル賞金の制度もできた。しかるにかかわらず、その後において第一次大戦、第二次大戦というものが起つておるのでありますから、ですから私はやはり人間社会のことというものは、やはり歴史を考へてみる必要がある。歴史を無視して将来の計画は立たないと思ひます。

○江田三郎君 ちょっとあなたもだんだん清瀬文部大臣に似てきた。(笑)そういう容斥もよろしいが、そんなことを言つたつてしょうがない。この間鳩山さんは、今の日本の三十五年までの防衛計画なんというふうなことに關係して、日本としては大きな戦争というのを予想していないのだ。局地戦争

というものに対処することを考へているのだ、こういうことではしたが、それはその通りでいいんですか。

○国務大臣(船田中君) もちろん国際情勢の見方につきましては、總理大臣や外務大臣が御説明になつておることを、私はその通りに受け入れておるわけでございます。第三次世界大戦が、原水爆をもつてするよう大きな戦争が起るというふうには考へておりません。しかし部分戦争が起らんとはまたこれも断定はできません。

自衛体制を整備することに よりまして、日本侵略の意図を事前に阻止する効果がある、かように考へますので、最小限度の自衛体制はできるだけすみやかに整備することが国家のために必要である、かような基本的な考へ方に立つて自衛隊の整備を努力しておるわけでございます。

○江田三郎君 その局地戦争という場合には、一体今どこを何をしような条件があるのですか。われわれはそんな条件はないと思ひますが、あなたはそんなものはないと保しがたいということ盛んに言われるのですが、どこがどういう条件があるのですか。

○国務大臣(船田中君) これは、日本の周辺においてそういう事態が起るといふことを今予想してはおりません。またそういうことのないことを期待いたしておるわけでございますけれども、しかし先ほど来申し上げておるうちに、過去のわれわれの経験、歴史から見まして、そういうものが絶対にないとは私は保証できないと思ひます。ですから、そういう意図がどこかに現れてくる場合に、日本の自衛体制が整備されておりましたら、そういう

意図を事前に阻止することができ、従つて自衛体制の整備ということ、私はやはり日本の平和と独立を守るためには絶対に必要である、かように考へるわけでありませう。

○江田三郎君 日本を取り巻く周辺にそういう条件はない、今ないと言われるのでしよう、それでしよう。そうならんでしよう。

○国務大臣(船田中君) 日本の周辺にそういう事態が今起るだらうということを予想はいたしておりません。しかしそれが絶対にないという手放しの樂觀は私には許されんと思ひます。

○江田三郎君 そんならどの辺に問題があるのですか。絶対にないというものは、どの辺が絶対になさそうなんです、どうなんですか。

○国務大臣(船田中君) それはその国際情勢の具体的問題で、どこに日本侵略の危険があるかという事は、この場合私ははつきり申し上げる材料を持っておりませんが、しかし少くとも最近に、近東の状況を見ましても、あるいは東アの情勢を見ましても、近い将来に全く部分戦争も局地戦争も絶対に起らないといつて安心をしておるわけには参らぬと、かように考へるわけでありませう。

○江田三郎君 あなたは過去何千年來の歴史を持ち出されたり、それからノーベル賞を持ち出されたりして、いろいろなことを言われるけれども、やはり船田さん、これはお互い冷静に考へてみる必要があると思ひます。一体今度の朝鮮のあの選挙は何を物語つておるかということです。新聞の最初の予想は、野党はとて問題にならぬだらうと、こういう予想をして

おつたわけですね。私はあの選挙の状況を、この間朝鮮の人に会いましたからいろいろ聞いてみた。ところが野党というものはラジオも持たないのだ、新聞も東亜日報が弾圧されていて、書きたいことも書けないのだ。そういう情勢の中で、大統領の方は有力候補が死にましたから、李承晩の方が當選しましたけれども、とにかく副大統領には野党の人が當選をされた。新聞が何も伝えることができません。ラジオでも伝えることができません。ただ民衆が口から口へ訴えたんです。口から口へ伝えたんです。しかもあんな口へ伝えたんです。少くとも朝鮮の首都において、李承晩の得票よりも多くなった、幽霊になつた人の得票数が多いというところも出てくるのですよ。そういうところはもつとお互いに世界の動きというものを、とらわれた概念だけではないに、二千年來の教育だけでなしに見ていかないと、大へんな間違いを犯すのじゃないかと思ひます。あなたは中近東の問題を言われますけれども、中近東の問題にしてもやっぱりああやつておさまつていきおるじやないですか。絶対に侵略がないということとは言えないのだから、自衛のための軍備を持っていなければならぬ、それも私は一つの考へ方だと思ひます。しかし同時に、もつとお互いが侵略の条件をなくする別な方法も考へなければならぬと思ひます。もつと日本の外交というものを戦争の起り得ないやうに、時には私も講義をしますよ、あなたが講義をするから――

(笑)これもやはり考へていかなければならぬ。あなたはきのうもインドが軍備を何倍持っている――なるほど

インドは軍備を持っていますよ。しかしそれはパキスタンという問題があるじゃありませんか。しかもインドは軍備を持っていてだけじゃなしに、この二つの対立をなくするためにどれだけ献身的な努力をしているか、どれだけ国際的なリーダーシップをとっているかという事です。そういう努力も何も無いで、ただ、いつ侵略があるかも知れないからというのでやられたんでは、これも余力がある国ならおもちやを持っていいと思いませんか。しかしわれわれにはそういうことは許されないので。きょうも凍害の問題で旗がたふさん立ったんでしょ。それに對してもほとんど打つ手は打てないでしょう。そういうことは私達もつとあなたの方にも冷静にお考え願いたいと思つたのです。一つ二千年來の教育にとらわれぬ考え方をしてもならなければならぬと思つたのです。そんなことを今あなたと何ぼ議論したつて、これはあなたに一定のコースの答弁しか考へていないのだから、まことにむだなことです。それが多数の暴力ということになるのです。一体あなたの方は仮想敵國を持つていないということをして盛んに言われるのですが、今の自衛隊をなぜそんな北海道と九州へ重点を置いて配置をしているのですか。仮想敵がないのだ、ないのだといつたところで、演習のやり方一つを見ても、兵力の配置の位置を見ても、常識的にはそんなことはちゃんと考えられますよ。あなたはもう盛んに、もつと國民が國防に對して関心を持つてもらわなければならぬと言つけれども、あなたの方のように、何もかも大きなウェールをかけてしまったのでは、これは関心の持ちようがないじゃありませんか。あなたにはそういう答弁をされて、そうして何でも法案を通しさえすれば、日本の國防は前進するんだというお考えもされないけれども、そういう答弁のたびに國民はむしろ無関心になる、むしろ不安を持つたけなんですよ。その結果はどうかはね返るかとすると、今の自衛隊の諸君にはね返るのですよ。自衛隊の諸君を國民がほんとうに歓迎していますか。日陰者でしよ。率直に言つて日陰者でしよ。その通りだと呼ぶ者あり。そういうことをあなたの方でもつと國民に率直に訴えないからですよ。何でもかんでも隠してしまふからですよ。もつとも議會中はそういう処女のごときして、議會が済んだらとあなたに脱兎のごとくやるのかもしれないけれども、私はそういうことでは言つてみたつてしよるが、いかに私の時間もありまふから、その程度にしますけれども、その次にもう一つお聞きしたいのは、今の日本の状態として、防衛出動という問題がありまふが、その際にはアメリカから日本に出動を要請をするということがあるんですか。あるとすれば、それはどういふ根拠、どういふ手続でやつていくんですか。

○國務大臣(船田中君) アメリカの駐留軍は日本防衛のために駐留したとして、そのうち、アメリカが要請したとして、日本の自衛隊が防衛出動をするというようなことはないと、そういうことは起らないと存じます。○江田三郎君 いかなる場合にもアメリカから要請されて出動するといふようなことはありませんか。

○國務大臣(船田中君) アメリカ側から要請されて、日本の自衛隊が出動するといふことは無いと思ひます。むしろ日本の国土の防衛のためにアメリカ駐留軍がいるのでありますから、こちらから働きかけるということが原則だと思ひます。○江田三郎君 日本からアメリカにそういう要請ができるとしたら、これはどういふ法的根拠でやるんですか。○國務大臣(船田中君) これは、これもたびたび当委員会においても申し上げましたことですが、日本の地域に侵略が起つたという場合におきましては、行政協定の二十四条の規定によりまして、日本政府とアメリカ政府との間においていかなる共同措置をとるかといふことについて協議をしなければならぬ、こういうことになつておられます。そういう場合におきまして、おそろく日本側といつたしまして、日本の憲法及び国内法に従つて、日本の自衛隊は防衛の最も有効なる手段を講ずるということになりまふし、同時にアメリカに向つては、アメリカの陸、海、空軍の出動を要請するといふことになりまふと存じます。○江田三郎君 竹島の問題がありまふね。あの竹島を韓国側の方で占拠しているといふことについては、これは今のあなたのお説によつて、われわれとしてアメリカにしかるべく要請をすることができまふんですか。

○國務大臣(船田中君) 日韓問題は、これは外交折衝によつて解決すべきものと考へておりますので、この行政協定の二十四条の適用の問題とは政府は考へておりません。○江田三郎君 今あなたは、外交折衝の問題として考へているといふことで、これをやろうと思へば、二十四条によつてそういう要請をすることはできまふか。○國務大臣(船田中君) 行政協定二十四条の適用される場合は、日本の地域に侵略が起つた場合、あるいは侵略の切迫した脅威が加えられたという場合でございます。○江田三郎君 竹島は日本が侵略されておるのじゃないでしよるか、そういうお考えじゃございせんか。○國務大臣(船田中君) 竹島の問題は、これは日韓の外交折衝によつてございまして、この行政協定二十四条の発動を待つべき問題といふふには政府は考へておりません。○江田三郎君 どういふ方法でこれを解決するかといいことを私は聞いておるのじゃないのです。竹島は現在日本が侵略をされておると考へなきやならぬのかどうかといふことを聞いておるのです。あなたの方は竹島といふものは……、じゃ、もう一ぺん初めから聞きます。竹島といふものは日本の領土ですか、どうですか。○國務大臣(船田中君) 日本政府としては日本の領土といふふに考へておるわけでございます。○江田三郎君 日本の領土が他國によつて占拠されておるのは、それは侵略じゃないのですか。○國務大臣(船田中君) 行政協定二十四条の適用を受くべき該当事件として、すなわち日本の地域において侵略が起つたといふふには、政府は解決をいたしておりません。竹島の問題は、

どこまでも日韓の外交折衝によつて解決をしていきたいと、かように考へておるわけでございます。○江田三郎君 私はこの解決の方法を聞いておるのじゃないのです。政府はどういふ工合にしてこれを解決するかといいことを聞いておるのじゃないに、あれは侵略であるかどうかといふことを聞いておるのです。あなたは、あれは日本の領土だといふふに考へておられる。鳩山内閣、政府としてはそう考へておる。けれども、日本の領土として考へておるところに他國の軍力がかどつかしれませんが、とにかく占拠を受けておるでしよ。それを侵略と言われれば、言われぬのかといふことを聞いておる。○國務大臣(船田中君) この点は南舞、色丹についても同様でございます。行政協定二十四条の適用を受くべき侵略行為が起つておるといふふには、政府は解決をいたしておりません。○江田三郎君 この際一つ船田さん、余分なことは抜きにしましよ。簡明率直にいきいじゃありませんか、竹島は侵略されておるのかどうかといふことを聞いておるのです。余分なことは一切抜きです。○國務大臣(船田中君) しばしば申し上げるうちに、行政協定二十四条の適用を受くべき侵略行為が起つておるといふふに、政府は解決をいたしておりません。○江田三郎君 重ねて言いますよ、余分なことはよろしい。(委員長、注意を与えろと呼ぶ者あり)竹島は日本の領土だとあなたの方は考へておる。それを他國の兵力を使つておるのかどうか知らんけれども、占拠されておる。そ

これは侵略かどうかということを聞いて
いるのです。形容詞は一切抜きです
よ。

○国務大臣(船田中君) ですから、私
は行政協定二十四条の適用を受くべき
日本の地域に侵略が起ったというふう
には見ておられないと答えておるわけ
であります。

○江田三郎君 これはわれわれは、委
員長、あなたの厳重なる方針によつて
時間をきめられておるのです。こん
なことで何べんもやられるのはちよつ
と、委員部のあれは、今の時間を差し
引くようにやつて下さい。こんなもの
で時間をとられてはかなわないじやな
いのですか、もつと委員長注意して下さ
い。(責任は与党にある「審議が進ま
ないじやないか」と呼ぶ者あり)注意と
同時に委員部へ今の時間を差し引くよ
うに言つて下さい。委員長、注意をさ
れぬのなら、これは私の時間はいくら
またあとからプレミアムをつけてもら
います。これだけ先に木島君に申して
おきますが、与党理事よく聞いておい
てくれ、そういう問題も、大体あなた
方は何を聞いたってだめなんだ。それ
で資料を要求しているのを出して下さい。
汚職の方はあれはもらいました
よ。ところが批難事項の方はまだもら
いません。

○政府委員(増原憲吉君) こういう厚
いのが参つておりませんか。
○江田三郎君 批難事項の方はもらつ
ていないのです。汚職の方はもらいま
した。(進行々々と呼ぶ者あり)
それから委員長、僕の経済企画庁長
官のはどうなりますか。

○委員長(青木一男君) 再三催促しま
したが、からだの工合が悪くて、きよ
う一日は登院されないそうですか
ら……。

○江田三郎君 そろそろと私は、千葉
理事との連絡が、きょう私の二時間と
いうものを予定しているのですが、そ
の中に企画庁長官にぜひ来てもらつ
て、防衛産業なり日本の経済自立計画
と国防の計画との関連を聞かなければ
ならぬのですがね、それじゃ企画庁長
官は見えないのですか。

○委員長(青木一男君) きょうは午後
も登院されないそうです。からだの工
合が悪いそうです。

○江田三郎君 だからそれは前もつて
理事から連絡もしてあるはずですか
ら、あしたは見えないでしような。

○委員長(青木一男君) 多分お見えに
なるとお思います。
○江田三郎君 あえて審議を遅滞させ
ようというのじやなしに……、それ
じゃ休憩して下さい。
○委員長(青木一男君) ちょっと速記
をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(青木一男君) 速記を起し
て。
○委員長(青木一男君) 速記を起し
て。
午後休憩して、午後一時より再開
いたします。
午後零時十二分休憩

午後一時四十六分開会
○委員長(青木一男君) 休憩前に引き
続いて会議を開きます。
臨時教育制度審議会設置法案を議題
として質疑を行います。

○菊川孝夫君 臨時教育制度審議会委
員に、清瀬さんの構想として、一体ど
のような委員を任命するか、まずあな
たの構想はどういう人を囑託するか、

この間から御答弁を聞いております
と、だいぶ親に孝に、国に忠誠を誓う
という教育をやりたいというのであり
ますから、どちらかというの明治教
育に復古するようない、どうも懐古的
なところをわれわれ感じましたので
が、そこで一体、この臨審でそうい
うことを検討してもらいたいのです
が、今こういふ人を一つお願いしたい
という、ただそれがきまるかきまらぬ
かは別問題として、清瀬文部大臣とし
て大体こういふ人を一つ委員に選ん
だらうという構想を……。

○国務大臣(清瀬一郎君) お答えいた
す前に今の親に孝に君に忠にという明
治教育の復古を考へておりやせんか
というのですが、私はその考えはして
おりません。よく私が反動思想と
このごろ批評されますけれども、反
動じゃないんです。今日国体がこの通
り民主主義に変わり、主権が国民にあ
るんですから、忠誠という観念も国民
に對して忠誠であります。それから道
徳的観念も明治時代のように外から抑し
つけた道徳では善が善にならない。自
発的の行いを奨励しよう、こういう考
えでこのことはあまり長く申し上げては
時間も食うと思います。そこで私があ
の合同審査会の際申し上げた通り、大
体三つの基準ですね。日本の道徳水準
のあり方と、それから国の教育に對す
る責任、学校制度、わけても大学制
度、六・三制には関係しないと思いま
すが、そういうことを研究してもら
うつもりでありますから、それにふさ

わしい人を囑託しようと思つておりま
すが、実際にまだ、案ができておりま
すが、だれとも人を頭に描いておりま
せん。まあこれではあんまりお答えに
なりませんから、基準じやございませ
んけれども、私の感想を申し上げた方
がすむと思ひます。

○菊川孝夫君 感想でけつこうです。
○国務大臣(清瀬一郎君) そこで今
言つたような三つの問題について学識
経験を有する者でございまして、一つ
は学界からお願いをしようと思つてお
ります。教育関係、行財政関係等の学
者その他学界の權威者をお願いしよ
うと思つております。一つには、その
次は教育界の国公立の学校に御関係
のうちに適任者を物色させたいと思
つております。その場合でも世間でい
う思想系統がどうのということはほと
んどに考へておりません、各方面から
の意見を聞こうと思つております。そ
れから産業経済界からも来ていただ
かなければなりません。商業、鉱工業
ですね。金融経済の方の權威者。それ
からそういう学問的基準じやなく四番
目には言論界の人も御参加願いたい
と思つております。言論界といへば新聞、
放送、評論、言論報道の、それで四組
申したと思ひますが、五つ目に地方
行政財政の關係者、学校といひますと
御承知のように義務教育が大へん関係
いたしますから、地方行政財政の関
係者、すなわち地方公共団体に平素関
係をもっている方。地方の教育、今は
別の法案で教育委員会のことを御研究
になっておりますが、そういうふうな
人。むろんこれにはまらぬでも、どの
部類に属するということにはならぬで
も適當なその他のいい人はお願いした

い。それから国会議員を入れておりま
すが、これはやはり按分比例という、
そんなことじやございせんけれども
も、本人なり各所属党派の方々と相談
してお願ひしたい、こういうことに
思つておるわけでございます。

○菊川孝夫君 清瀬さん、将来大学を
卒業した者ですね、大学卒業生でも勞
働運動の指導者になる人もあるだろ
うし、またそういう大学を卒業した連中
でもどしどし労働運動の指導者にな
つたり、あるいは経営者の中心になつ
ていくというところは好ましいこと
だと思つております。そこで臨時教育制度
審議会、かりにこれが通つたとした場
合には、一つ労働運動というふうな
の、これはもう今の日本においては
やっぱ見のがすことのできない一つ
の、言論界だとかあるいは産業経済界
と匹敵して私は見のがすことのできな
い一つの勢力——勢力といつては語弊
があるが、だと思ひます。この中から一
つ選ぶというだけの雅量はどうです
か、それではちよつとおもしろくない
ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) いや、この
問題を除こうという考えは持つており
ません。労働運動をしておる方を除
くなんていう考えを持つておりませ
ん。それは産業経済界と今申した中に
入るカテゴリーと思ひます。産業経済
界だからと言つて必ずしも大きな会社
の社長というだけのことを私は想定し
ておりません。それより深くどう
いう人々をいふことは、ほんとうに
きょうは言えませんが、それは
あなたのおっしゃることも考慮すべき
ものと思ひます。

つ批判は、政府自身はいいけれども、これだけでは日本ということが少しも響いておらぬ。これは独立前にできた法律ですからね。で、「心身ともに健康な国民」というけれど、心身ともに健康な独立国家の一員として価値があるというふうなことに、私は世間の人とは思っておるのじゃないかと思ひます。それでそのところに、これは非常にむずかしい抽象的なことで私は言葉を知りません。それでまあ審議会をお開き願ひのそこなんです。各方面の學者、學識経験家、あなたのおつしやる労働運動をしている人、また会社の経営者も寄つてどういう日本人を作つたらいいのだというところを一つ深く掘り下げて御研究願ひたいと、これ以上私がこーいうものを作ると言つて、何人も人に相談する必要はないので、それから、世間の人はそこにちよつと不足を感じておると思ひます。学校の教員諸君にも私はよく会いますが、やはりこの教育基本法に書いてある限度においてはだれも異存はないが、独立した以上もうちよつと他の標準が要るのじゃないかということ、私は普通の日本の今の望みじゃなかろうかと、こゝろ見ておるのみです。あとのところが私をもつて反動政治家と言われるのかわかりません。

○菊川孝夫君　わかりました。そこで清瀬さんざつとばらんにお尋ねしたいのだが、この審議会が答申案を出した場合、およそ清瀬さんの感覚とは相当隔たったものがかりに出たとした場合に、あなたはどーいう処置をおとりになるつもりですか。かりにあなたのお考えになつてゐるような構想のもとに

出てくれば、それを今度は実践に移す場合にまことに勇氣も出てこようが、こんなものを出さざるつもりではなかつたという結果も考えられる。まことにあなたの好ましいような結論が出るかもしれない。どちらが出るか、幸いにしてあなたのお望みになるような結論が出れば、まことにあなたとして仕事はやりいいが、しかし逆な場合、逆と言つては語弊がありますけれども、あなたのお考えになっておるより、およそかけ離れたものが出ぬと

も限りません。そういう場合に一体どういうふうになるか、それはなぜお聞きするかとすると、選挙制度調査会のやり方とあればよく似たことだと思ひます。選挙制度調査会は設けてまいいことをやつてもらつたと思つたやうが、およそ違ふものが出てしまつたので、自民党でえらい勝手なやつをこしらえてあのようなミソをつけてしまつた、これと同じような結果になることをおそれて一応聞いておきたいと思ふ。

○國務大臣(清瀬一郎君) それはすべての諸機関に關して共通なことですね。私の思つておる通りを、まあある疑念を持たれやうという諸問は望めません。しかしまあ私の考えておることと違ふことだつたら、良心に反した行動は私はできません。しかしながら諸問は全体として敬意を表し、それからしてこれほど多数の人がいいと思ひます。諸問は私の考えと違つておりまして、これをやはり尊敬していきたいと思つております。しかし初めからそれをまづのみにしますというところをここで言うことはできません。

○菊川孝夫君 そいつはできない。○國務大臣(清瀬一郎君) せっかく國家の經費を使つて、それからまたこのやうな大家といふものはみな忙しい方です。それを押してやつてもらうのですからして、それを無視するということには私は考えておりません。

○菊川孝夫君 そいつはできない。○國務大臣(清瀬一郎君) せっかく國家の經費を使つて、それからまたこのやうな大家といふものはみな忙しい方です。それを押してやつてもらうのですからして、それを無視するということには私は考えておりません。

も率直なことを申し上げますと、あの歌を歌つていゝと何となしに身が引き締まるやうな感じがする。これは率直に認めます。われわれは明治教育を受けたものであります。毎年々々肝心なときには歌つてきたものでありますから。しかし、ここで考えなければならぬのは、ああいう魔術にかかつていゝといふことが正しいものであるかどうかといふことを私たちは考え直してみなければならぬ。紀元節につきましても、大膽率直に二千六百年ときめていゝが、果して二千六百年であるかどうか、あの神話から発して……天の岩戸から天孫降臨、それから三種の神器をお持ちになつて雲の上からお下りになつて、そして神武天皇、あの金のトビがとまつて、大和を鎮定になつたといふことから紀元節は起つておるのです。しかし、どう考えてみても、金のトビや天孫降臨といふやうなことは考えられないのであります。日本民族といふのはどうしてできたものであるか、あるいは南方民族と北方民族の混血であるなら混血民族である……、そこで初めて天皇といふものができ、國を日本といふやうに名乗つた、世界に獨立を宣言した、そんな記録もないのだから、一体いつを紀元節にするかといふことをもう一ぺん検討してみなければならぬと思ふのですが、清瀬さんがもう紀元節をそろそろやつてもよからうと言ふこと自体が、あの二千六百年といふことをお認めになつて、あの神話から下つた神武天皇の御東征をお認めになつて、そつと……から紀元節を自由にやつてもいいと言ふことは……自由にやつてもいいと言ふけれども、やる以上は、これを魔術

審あたりで一ぺん検討してやらなければならぬと思ふのですが、あなたはやるならやつてもいいと言ふが、それは自由ですから、靈友会を信じようとする神様を信じようとする、それは自由といふ自由だが、そつと……意味で紀元節を學校で取り扱つては大へんだと思ふのです。これらについてお考えを伺つておきたい。君が代と紀元節、この二つについて。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今お問ひのうちに、これらのことも魔術で取り扱ふべきだと思つておられるのは、私もその通りだと思つております。皆さんどう考えておられますか……、(あ)あなたのお考えだ……と呼ぶ者あり)よく徴したいと思つております。お問ひでありますから私個人として考えておることを申し上げようと思ひます。か、これは文部省の意見でも政府の意見でもございせんから……、そつと……ことは諸問したのちにまたきまらる。私は君が代はやはり時代とともに新たら感覚で解釈しなければならぬと思ふのです。今の憲法では——天皇陛下、君が代の君は天皇陛下のことを言つておるのです。また國家の象徴でもあられるのです。そこで、君臨といふと非常に古い言葉でいけませんけれども、やはり天皇陛下が日本の……英語ではレインと言いますかね。イギリスではキングはレインするけれどもガバインせぬと言つてゐる。イギリスと日本とは違ひますから。ですが、まあ日本の伝統的の皇室であります。ですから、昭和時代は昭和何年と今でも言つておるのです。今の天皇が御即位になつてから。大正天皇のときが大

正時代、そつと……意味で昭和時代をレインされておる天皇だから、この時代を私は「君が代」といふやうに言うてもいいであらう。イギリスのやうな民主主義の國でも、向うの國歌には、「ゴッド・セーヴ・ザ・クイーン」、また、男の時分には「ゴッド・セーヴ・ザ・キング」と言つております。それと同じやうに、やはり「君が代」と……日本の現在の時代、法律で言へば、民主主義で、主権は戦後違つて、國民にあるけれども、日本の國民が主権を持つておる、民主國の民族的象徴として昭和時代といふことで今の時代をレインしておられるのだから、この天皇の御治世、治めるといふ意味、この天皇の治世をお互に謳歌して千年万年どうか続けて下さい、こつと……意味です。昔古今集にあらた時分にはまた違ふ意味と思ひます。また、明治時代は違ふ意味でわれわれ歌つたんですけれども、この終戦後の日本の國家体制にはやはり順応するやうにこれを解釈していいじゃないか。あの旋律は、譜は外国人が作りましたが、日本の雅楽からきていゝもので、簡単なメロディーだけれども、まあ非常にいい旋律じやと思つておられますから、私自身に問われるれば、君が代は歌いたいと思ふんです。あのスポーツなんかのときでも、君が代を歌つて日本の國旗をあげる。(笑聲)あのときは必ず歌うことじやね。よくありませんか。これは私は否定する考えを持つておりません。第二の紀元節といふことですね。今紀元節は祝祭日じやありませんから、これを祝祭日として人に押しつけることは私はよくないと思ふんです。今日本は法治國家じやから、法律でこしら

えた祝祭日だけは、これは休日にして裁判上の期間の計算も祝日だけは日曜と同じように数えないでいく。しかし紀元節はそりゃございませんけれども、まあ明治時代から八十年ほど紀元節と名づけてわれわれはわが國の國の日と思つておられたい。このことになると、歴史、神話、すなわち歴史観、神話観といふことに關係すると思ふ。私は神話とか伝説といふものは、それはほんとうの歴史じゃと教へちゃこれは非科学的です。けれども、神話だ伝説だといふことを承知の上、伝説に書いてあることを紀元として一年の行事をするのは妨げないと思ふのです。迷信でも何でもありません。日本書紀に、庚辰春正月とちゃんと日本書紀といふものにあつて、これは必ずしもこのごろの歴史と言つたり、大東亞戦争で負けたとか原爆が落ちたとかいふ、そういうような歴史じゃなくして、一つのレージエンドであり、マイソロジーである。ギリシャの神話でも、あれはあつたことじゃありません。キリストが天へ昇天したといつても、飛行機のない時代で天へ上られるはずはない。何ぞキリスト教の信者でも、それは言えないでしよう。天へ上つたはずはない。お釈迦様だつて生れたとき八歩歩いて天上天下唯我独尊と言つた……何ぞお釈迦様でも生れたときは赤んぼですからな。〔笑聲〕それを知つておつて釈迦誕生と言つておる。そういうような意味において、やはり日本書紀を基準として、もつとだれかいい研究者があつて……これだけは事実だと思ふんです。神武天皇なんてああいふ名前であつたか、ウガヤフキアエズノミコトと言つたか知らぬが、大和あ

たりで肇國されたといふことはどうもこれは事実らしいです。いろいろこれは歴史家に聞いてみましたが、ただそれが二月十一日にあたるかどうかといふことは〔簡単にやつて下さい。〕「あなただの神話論を聞いてるんじゃない」と呼ぶ者あり。ちよつと待つて下さい。それでやはり新たな歴史上の日の発見されぬ以上は、新たに科学的に精密な日が発見されぬ以上は、二月十一日を日本國の國の日としてお祝い私はしたいと思つておるのです。現にいたしております。

○菊川孝夫君 それで、今のお話聞いてみると、清瀬さんの弁護士の一つのことづけですが、君が代にしても紀元節にしても、なるほどそういうふうな弁護士のいうものは何でも自分が思うように解釈していく、しかもその大作家ですから、すべて物事を……これは法律じゃない、こういうふうな神話あたりはこじつけようと思つたらどうにでもこじつけられる、いづれあなたも考へておられることは、どうももつとへ一つずつ戻していこうといふふうになつてお話を聞いてみると、そういうふうなこじつけでもとへ戻していこうとすれば幾らでも理屈がつくわけでありませう。教育勅語だつて、どが悪いと言われたい悪いのは武勇的なところ、尚武的な軍國精神を鼓吹しているといふのは悪いにしても、あとのところは別に、兄弟仲よくして隣同士心よくつき合ふといふことは、これは悪いことじゃないのです。そういうふうにいふべきです。しかしこれはみんな悪用される。いわゆる天皇制と申しますか、天皇さんをみこしにかついで時の支配者が國民を支配するに便利なり

に活用してきた、考えようによつては一つの遺物だといふことも言えると思ふのです。だから新しい主権在民の構想でそういうものも臨教審あたりにおいても一つ検討し直す必要があるんじゃないかといふことを私は申し上げたのですが、清瀬さんもその点については御賛成ですかどうですか。

○國務大臣〔清瀬一郎君〕 その通りにいたしたいと思ひます。賛成です。

○菊川孝夫君 それでわかりました。それから次は、海外の留学生、研究生といふのは、戦前においても行われたのですが、戦前の各官庁あたりで法學士、工學士なんかは採用されたとすぐ在外留學生といふわけで行つたんだが、あのときには研究ももちろんその通りをやつたんでしょうが、中には遊び半分に行つた連中もなきにしもあらず。中には優秀な二年間を十分研究してきた人もあると思ふのですが、最近海外の研究留學生等について、大正や昭和の初めごろよりもつと出さなければならぬ、大學卒業生にいたしまして、大學でまなんだものをさらにドイッなりフランスなりイギリスなりアメリカなりへどしどし派遣しなければならぬ、こういうところの經費は非常に少い。なおまた、大學の研究室の研究費の足らぬこと、われわれが大學を視察した場合に、いつでも學者が訴えるのは、研究費の不足です。精神論ばかりでもないかぬのでありまして、これはもう今の教育は金もかかるのです。教育に金をかけるのは、これは決して惜しくないといふ私は思ひます。研究費や留學生の費用に金をかけるのは惜しくないと思ひます。そういう意味から、これらにたんまりと金を出す

というよりな構想の下にこの臨教審あたりにも取り組んでみる必要がある。ほかの方の金はたとへ節約しても、教育費に注ぎ込む、これは将来の日本のために非常に大事なことだと思ひます。そういう答申も求めるようにしてお考えがあるかどうか一つ伺つておきたい。

○國務大臣〔清瀬一郎君〕 この臨教審は今ここで御報告申しました大學制度等の研究をいたしますから、學問の研究、これをどうするかといふことは、これもおのずから答申されることと思ひます。しかしながら在外研究員がこの研究費のことですね。これは臨教審がおつしやられるまでもなく、文部省では毎年拡大を主張しておるのです。しかしながら御承知の通り經濟が回復してありませんから、大蔵省においてチェックされるのです。研究費などもこれはふやしません。大學の學生の授業料を上げたといふことと牽連してやりましたので、はなはだ乏しいのですが、在外研究員及び研究費のことは、むろんこの委員会御建議にもなりましたし、それに及ばず私ではできるだけ尽力しようと思ひます。

○菊川孝夫君 それで大蔵省あたりもせつかくこれだけ国会でもやかましくいろいろ各界の權威を集めて出した結論でありますから、この問題も、あなたは文部大臣として、通つて、これが設置されたら、一ぺんよく意見を聞いてまゐつたものを持つていけば、これは大蔵省において予算査定を行つた場合においても、一つの權威としてやはり尊重するといふのは、あなたが尊重するばかりじゃなしに、政府みずか

ら尊重して、これは大蔵省とか文部省という意味でなしに、それは文部省の下にあるのじゃないのですから、政府のもとにおける一つの諮問機關でありますから、その諮問には尊敬を表すという意味から、私は十分文部大臣としてもいろいろ問題とも取り組み、復古調ばかりじゃなしに、こういう問題とも取り組む用意があるかどうかといふことを一つお聞きしたのです。あなたがその決意と用意があるかどうか。

○國務大臣〔清瀬一郎君〕 御意見のごとく、いたくみないき方だと思ひます。いづれ學者諸君に相談すれば、在外研究員の方などについても御意見があらましようし、學界教育界から出られる方は自分で體驗された方もおられますし、よくしりますから、ほんとうに經驗されたことに基いてりつぱな意見が出てくると思ひます。大蔵大臣といふものはだれが大蔵大臣になつてもけちなことばかり言ひます。それを押さへようといふのは、一文部大臣が予算要求というよりも内閣の審議會でこうしておるのだと言へば非常に力にはなると思ひます。

○菊川孝夫君 次に御尋ねしたいのは、こちらから留學生なり研究生を出すと同時に、特に中國初め東南アジア、アフリカ地帯からの、一つ向うの留學生を、ある程度これは何と言つても、日本の方は財政的にもこれは向うよりは悪いとは言へぬと思ふ。従つてあの辺からも學生の交換、あるいはさうたくさん行くわけにはいかぬと思ふので、相當教各地域からの留學生を國費をさいてでも、今こちらへ招聘するといふことも一つの意義あることだと

思うのですが、こういうふうな点について、教育制度審議会において一つ検討する用意があるかどうかお聞きしておきたい。

○國務大臣（清淵一郎君） 今のことは教育制度審議会をまつまでもなく、この国会が終りまして、来年度予算を作るじぶんには、私内閣へ持ち出してみたいと考える。かねてこちらにも言つておるのです。わが国が東南アジアを助けるといつても、ほかに助け方があるかもしれませんから、今御承知でしょうが、一つの国から一人か二人しかつておらぬ、セイロンから一人、ヴェトナムから二人、インドネシアから二人あるなどでは話にならない。本人も淋しくて仕方がないからやはり少くとも

○菊川孝夫君 次に大学制度について
というあなたの言葉の片鱗の中から、
俗によく言われることですが、厭弁の
あるところには大学あり、ヨーロッパ各
国よりも日本には大学数が多いとい
うことを言われております。これは皮肉
を言う人はよく言うのですが、清瀬さ

んのお考えでは、その大学を全部昔の
東京大学並の水準に引き上げようとい
うのか、Aクラス、Bクラス、Cク
ラスというふうにしようと思うのか、
また昔の専門学校程度と大学とこうい
うふうに分けてしまおうという構想を
お持ちになっておるのか。あなたのお
考えは、一体、皆昔の東京大学あるい
は京都大学並みにこの駅弁所在地の大
学を全部をこまで持っていこうという
意味で大学制度の検討と言われるの
か。この点はどちらですか。どうも先
ほどからの御答弁を伺っていると、清
瀬さんのお考えでは、Aクラス、Bク
ラス、Cクラスと一つやってしまいた
いというふうに伺えるのですが、どち
らですか伺いたい。

○国務大臣（清瀬一郎君）　まあ東京大
学並みというと、あなたのきよりの初
めの話にあった役人製造所……。

○菊川孝夫君 いやそうじゃない。あれだけの設備と図書館を持ったという意味です。教授も……。何も役人製造所という意味じゃないので、誤解のないように。

○國務大臣(清瀬一郎君)　　そういう意味じゃありませんですけれども、まあ大学の制度をいろいろと私どもに献策される方があります。あんなにたくささん乱設しないで……。四百九十五ですか、この狭い日本に四百九十五もありまして、私の兵庫県には一県に六つある。しかしこれを統合するといつても、もう当りまえの方法じゃできません、地方に利害関係があつて……。こういうふうな大きな機関で世論をそれに導いてやればできるかも知れません、だが、それが文部大臣になったところで、文部省の方針でこの四百九十五を

どうするということは不可能なんです。うっかりすればどんどん出てきます。五百ぐらいにはじきになるでしょう。で、これをどうしたらいいか、実は私思案に余つておるのです。一たん伸びたものは縮まりませんか。これを統合でもしたらいいのか、あるいは現状維持でもうふやさぬということと日本の国力がどんどんふえてくればそれで間に合うようになるというふうな、どっちへやつていいか、私は思案はまだきめておらぬ。思案に余つて皆さんに相談するのです。それからして、もう一つは科目ですね。科目が、

人文系、法律とか経済とかいうのはどうも設備もたくさん要らぬ。それであ人文系の大学がプロポジションを越えて多いのですね。しかし日本の将来は、文化国家という、やはりもとは産業、発明、技術という面が大切ですから、そういう方に転換するようにするということも一つじゃないかと思います。それからもう一つは、学問などここは統制といえるかどうかわかりませんけれども、日本では経済五年または六年計画というものを立てて、いつごろはどういう産業がどれだけできるという

それに適當するようなものに振りかえればいいじゃないかということとは世間でも言つておる。それから今まあ六・三・三・四で一本の教育制度ですね。明治のやつは、一本の大学制度のほかに専門學校といつて副のやつがありましたね。高等工業とか、ああいうふうな、一本の大学だけでなく二本にさしたらどうだという議論もあるのです。むろん、私今の任務を担当してから新たに教育法を研究しましたが、教育法ではいろんなことがあるのですね。文部大臣は教育行政を監督せずということになっておるのです。しかるにある

法律では、監督庁というのは文部省の名前なんです。この法律において監督庁とは文部省をいうといっておるのです。監督庁という名前を一応出しておいて監督権がないのです。これらは法規の上においてもおかしいことじゃやら、そういふうなことをどうしたらいいかと、大学のことはいずれたくさん大学の経験者もお入り下さることだろりから、皆さんに相談して、問題のあるところだけをざつぱらんに言うてみて御研究を願いたい、こう思うておるのです。

なことを期待しているんじゃないですか、実際問題としては。

○国務大臣(清瀬一郎君) まあ一たんできたものを減らすことは困難ですね。これをどう利用するかということに……。生まれた子供を腹へ戻すことはできませんから、これをどう利用するかというところで、しかしながらたくさん学校ができてまして、やはりどんな家庭でも皆大学卒業までいきましたから、国民の学力はこれで水準が上つておるのです。これは悪い方ばかりじゃありませんよ。これはよく利用すればいいのだと思います。

○菊川孝夫君　次に、地方公共団体、いわゆる府県等で大学を持っておりますわね。まあこれについては文部大臣どういふふうなお考えを持っているか。これも、やはり一べん地方行政に關係する権威者を今度臨教審に頼むと言っているのですが、地方公共団体が大学を持つことがいいかどうかということを検討されようとするのですか。どういふ点からこれを……。

○國務大臣（清瀬一郞君） これも検討しなければならぬと思います。今各大學を文部省で國立に移管しよう——移管しようとするのです。そうすると、移管したくさんくるのです。そうすると、移管すればこつちがまた金がありませんしね。しかしまあ、各地方で地方の実情に沿うた大學を持たれることもいいんじゃないかと思つております。ある織物の地方は織維の大學を持たれ、また酒とかブドウ酒とかいったような産地には醸造大學というようなものもあり、必ずしも私は國立に一本にしなればならぬとは考えておりませんが、いずれ會議になれば必ず問題となる一点じゃと思います。

うらへふに思うのですが、せつかく
こしらへても、今度文部大臣がかわる
ということになる、くるつと今の御
答弁も何も、これは同じ自由民主党の
中でもいろいろ違ひのだが、そういう
点も大体見通しをつけてきようは御答
弁に出ておられるのですか、その点を
一つ伺つておかぬと……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の内閣が
改造されるということは私知りませ
んです。東京のある新聞で、数日前に
ちよつと読みましたけれども、それは
もう私の党の幹部から聞いたことでも
なし、鳩山総裁からも聞きませんし、
閣議または閣議後の世間話にも一ぺん
も出たことはございません。しかしな
がら日々進歩するから、内閣の構成
も、それはかわらぬとは保証できませ
んが、しかしながらこの案の出たのは
私の案ではなく、今言つた念の入つた
党の政策ですね、順序が初め終りとい
うことではございませんけれども、六
つの綱領の一番初めに書いてあるくら
いで、どなたが私の後に文部大臣にお
なりになるかしらぬけれども、わが党
出身の文部大臣がこれを承継してやつ
てくれる限りこれを承継してくれるこ
とは私疑いませぬ。これを反対したと
いうのであったら、党を作つたときに
さかのぼつて意見がかわらなければ
なりません。

○菊川孝夫君 それではこれはあくまで
でも自由民主党の政策としてやるもの

のである、こういふふうに承わつてよろしうございませうね。

○国務大臣(清瀬一郎君) そう思つております。

○菊川孝夫君 それでは次にお尋ねいたしたいのは、この臨教審がかりに先ほどもちよつと触れましたことと、いさいますけれども、自由民主党の党議に基いていふことになりませんか、いさおいはこれはやはり学界でも教育界でも、産業経済界、言論界にいたしまして、大體自由民主党の政策にきわめて同調しておられるというか、賛成して同調しておられるというか、賛成して同調する向きが、これに對して批判的な向きが、これはあることは事実であつて、民主主義だから當りまゝのことです。どうしても臨時教育制度審議會を設けるにいたしてしまつても、これに批判的なものを集めていてもいかぬし、それはばかり出たら、およそかけ離れたものばかり出たら、これは集めるわけにはいかぬ。だからといつて同調的な者ばかり集めてしまつたのでは、これはもう御用機関になつてしまふと思ふのです。その割合は大體……これはもうそんなことは学者や教育界には異論はないとおしやるかも知れぬけれども、この間も公聴会を開いてみると、教育界といつても、私らは俗にいますと、東京都大学の総長であるとか、一ツ橋大学の学長であるとか、こゝろは、一応まあ権威者だと思つていますから、もっと少壮教授たる権威者を考えれば別として、あの総長連中の話しを聞いてみましたら、どうもこんなものはどうでもよい……こんなものと云つちやいかんが、あの連中を頼んできて、積極的な意欲は示しつこはないと

思います。だからといつて、自民党の政策に同調的なものを集めたら、清瀬さん大いにやれやれといふことになつて、どつちに向いてしまふかわからないうが、そのところはむすかしいと思ひますが、この際清瀬さんどういふふうで、どう思ふのか伺つておきたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) きよりの御質問の初めにもお答えいたしました。が、初めから一つの成案をもつて、この人を入れて賛成させようの、これは反対じゃからして省こうのと、そういうふうなまあ第二次元の考えは持つておりません。世の中のこととはまじに、正直に見ても、自分のおる立場によつてもその形は違つて見るのです。ですからして、教育界ばかりにおられるといふと、国家の財政とか、あるいは産業とかでなく、一も教育、二も教育、先生の月給を上げると、こゝういふふうになるのは順序やむを得ません。またこれに反して、まあ知事なり町村長といふところからだを置くといふと、どうもこの赤字を解消しなさいや教育もくそもないといふふうになつて、またものを見るのですね。ですから各連つた位置におられる相当バラエティのある人々に集まつてもらつて、公平な結果を得ようと思つております。本日初めにお答えいたしました五つ、六つの基準でお願ひしようといふのもそれにほかならぬのです。世間で、学界といふけれども、学者ばかり、象牙の塔ばかりじゃ世の中はこれはいかないのです。そりかといつて通俗に金さえもあればといふ実業家の言ふことだけではいけません。しかしそれも参考にはしなければならぬ。各方面から……世間でよくたとえて

言ひ通り、富士山の形も駿河湾から見ただけで、甲州の吉田口から見たものでは格好が違ふもので、私はやはりそゝういふものがあると思ひます。

○菊川孝夫君 先生の御答弁はなかなかよくわかるように答弁していただけるので、……(答弁時間が長過ぎる)と呼ぶ者あり)……(さうすると、こゝういふ利害相反する、今、清瀬さんもおっしゃつたやうに、地方行政だと地方財政が健全に行つた方がいい、赤字が出ぬやうにと。一方言論会から集めるといふことになると、それはもう蜂の巣を突つたやうなことになる。言論界で評論家といふことになると、大宅壮一、山浦實一、阿部貞之助といふやうなものを考えておるのだが、こんなものを集めて来たなら、それぞれ勝手な説を吐いてしまつて、とても一つのまとまつた結論なんか出つこないので。大宅壮一の、ちよつと書いたものを見るし、清瀬さんのごときは、明治の息のしみ込んで、これは叩き直して、も、直らぬものだと言つてゐる。反対も何もない。大宅壮一なんかざつとばらんに書いてゐる。清瀬さんなんかとても叩き直しても、あれはあかん。あれはこゝちこちこち固まつちまつてゐるのだと言つてゐるし、また矢内原さんなんかを頼んで聞けば、はつきりこの間の公聴会におきまして、この政治的の背景がおそろしいと、こゝう言つてゐるのです。この臨教審、その問題は、大したことはない、この条文に表われたところを見ると、その紙背に目を注いだときに、まことに危険なものがある。危険だから、こんなことに成果を期待することはほくらとしてではできないと、これらを集めて聞いて見ても、

小田原評定に終つてしまつて金だけを使うといふ結果になるのじゃないかと、いふことをおそれるのだが、一つのまとまつた結論といつても、そんないろいろなものを集めて、多数決で採決するわけにもいきまい。さうすると、一体それは何だ、金と時間の空費に過ぎないのであつて、盛んに議論風発、さうして収拾のつかない状態であつた、大いに論じられるだらうと思ふのです。さうしてまた論客ばかり寄つて、えらく論じ合つて、結局結論を得ないやうなものになるのじゃないかと思ふのですが、先ほどから構想を伺ひ、かつは委員に委嘱するメンバーといふことを考えましたときに……だからあつて、こゝういふふうにして行かうといふ練を持つておつて、さうしてこゝうに合ふやうな連中を集めれば、大體一致する。しかし各方面の意見を聞くといつたつて、こんな大きな問題を聞いて、二年や、三年しやべらしたつて、しゃべり尽きないほど集つてくると思ふ。そこで問題がどういふふうで処理されるか。清瀬さんの能弁をもつて丸めこまれるつもりか。私を丸めこまれるやうに、弁護士の詭弁を弄りしたつてしやうがない。そんなわけにいかない。一体どうするかといふことを伺ひたい。自信がありますか、こんなものを集めて、こゝういふ連中を……

○国務大臣(清瀬一郎君) これは私の、堅白同異の弁でまことと云ふといふこととじゃないです。これは会長を別に委嘱しなければならぬ。副会長、それから専門委員、こゝういふやうな方々のほかはありません。私や局長あた

りには傍聴をして、また資料要求の時に資料を提出すると、こゝういふことになるのであります。昔、戦前に、よく委員会に政府自身が行つて内面指導といふやうなことで、自分の好む方へ引つ張つてきたこともありますが、事実、それではせつこくこゝういふものを設ける値打ちがありませんから……

○菊川孝夫君 そんなら、こゝういふやうにきつと法律なんか出してやらなくともいいんじゃないですか。ちよつと一ぺん教育問題について集つてもらいたいと言つて、臨時に総理大臣から招請状を出して聞いてもいいと思ふが、清瀬さんが老の身の一徹から、何でもかんでもこれをやるんだと言つて、予算委員会でもがらばつてこられたが、がんばる必要はない。そんなものは内閣総理大臣から、今日は日本の教育全般について御高見を拝聴したいと言つて集つてもらつたらいい。こんな形式張つたものをこしらへる必要がどこにあるかちよつとわからぬのですが、今まで何つたところによると、それでもないと思ふのですが、なぜこんな形式張つてやらなくちやいけぬのか。公約だから、何でもいかにやらなければならぬのか。それともこれによつて成果を得ようとしてゐるのか。お伺ひしていると、だんだんと必要ない、さうなると思ふんです。具

は傍聴をして、また資料要求の時に資料を提出すると、こゝういふことになるのであります。昔、戦前に、よく委員会に政府自身が行つて内面指導といふやうなことで、自分の好む方へ引つ張つてきたこともありますが、事実、それではせつこくこゝういふものを設ける値打ちがありませんから……

体的に言つて、だれを選ぶか、まあ私も国會議員だから、ひよつとすると選ばれた場合に大いに論じ合つて、一年でも二年でも……こんなものは毎日聞くわけにいかん。忙しい連中ばかりですからね。おそろく集つてこない。ようやく呼び集めても、議論風発に終つて、さっぱり意見の統一という事はできない。おそろくだれが会長になつても、副会長になり、専門委員になつてもとめようとしても、これはできないと思う。そうするならば、いそいでこんなものをぎょうぎょうしく押し通さなくてはいい。清瀬さん、そういうふうな方向でおやりになつた方がむしろ自由で、かえつていいんじゃないかと思う。党の構想なら、党は党としてやられる方がいいと思う。党の政策の責任を、こういう連中を集めて、責任をそつちにかぶせてやつて、いいところは取つて都合の悪いところは捨てる。こういうふうな今後行く危険性は多い。選挙制度調査会の中でも、ぐつと参つたんですが、その方につつ利用する。与論をこへ集中させて、国民の反響というものをここで受け止める一つの力モフラーに使うという危険を感じるのですが、そういう点いかがでございますか。こんな法律作らなくてもいいんじゃないか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今の、将来の菊川さんの御予想に対しては、どうかそんな龍頭蛇尾に終らぬように注意しなければなりません。ただし、教育のことは、ほかの部分と違つて、非常に大切で、(菊川孝夫君)「そうですよ。大切だ」と述べておられて今の教育制度を作る時分には、やはり内閣の諮問機関として、教育刷新委員会というものがございました。これは今回と同じものなんです。ともかくも茶話ではなく、刷新委員会は日本の現教育を組立てたのです。それを法律に書いて国会に出した、あの当時あれだけの成績を上げておられますから、私は今回も今度は初めてから作るのではなくして、作つたものの、建物でいつたら改築したいなことをなすけれども、同じ熱をもつてやつて下さるならば、必ずいい結果は得るだらう、こういう望みを託しておるのでございます。あなたのおっしゃる通り、まあ総理官邸に来てお茶一ぱい飲んでくれといつても、茶話では思ひつきという事になりますので、ちゃんとやはり委員に御任命申し上げて、専門委員を作り、考へてきてもらつて、そうして討論の上まゝとめていく、あなたの話は、私も一本にまゝとめてもいい、ある場合には多数と少数二つになつていいといったことから疑いが起つたようでありまして、けれども、しかし、私は二つ答申してきてもちつともそれはふやけたことになるものだと思つておられます。ごく、一本にしよつという、そこに無理ができませんから、どつちがよからうかという二本立の答申も認めていいのじゃないか、それは将来のことを今からいふのはちよつと早いでしょうけれども、非常に問題になるという、いわゆる進歩主義者の方とそれから私のより人間とは二つになつて、これを融合せよというのは無理な場合が起るかと思ひます。

○菊川孝夫君 出てきますよ、こんなメンバーでは出てきます。これは当然そういふようにもう二つにわかれてくると思ふのです。大学制度は今のままだいい、このままでいけといふのと、これはもつと減らせといふことは、これは必ず大学の数が今の四百九十幾つというところからしましても、これは二つにわかれてしまつて相反する結論が出ることを私は考えるのです。今のうちにあなたのほんとうにすなおに御答弁になつたような連中を委員に委嘱するといふしたならば二つの結論が出て、この名士だとか何とかいふ人は、存外あまりきらわれないようなことをぼんとおっしゃるのはいふのです。だから、まあこれは減らせなんといつたら、またたかたかた、あれは反動学者であるといつてたかたから、工合が悪いところ、まあまあ式におつしやる危険性があると思ふのです。それもある人は、これは減らした方がよからうという結論を出しまして、結局二つにわかれる、そう思ひますが、そういつたやうなときになつたときに、重要な問題で二つにわかれるといふことになつたら、一体どうしますか。せつかくやつてみたところで、これは多数で数が一票多いからこつちを採用するといふわけにもいきませんでしょう。その点清瀬さんどういふふうに取り計らいますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それもむづかしい問題で、軽々しくここで私が申し上げることはばかりですけれども、やはり結局メリットによるほかはなからう。いづれたつた一本のことではなく、それに対する理由もつきましようし、また資料も出てきましようし、どつちの方が日本の国にいいだらうかといふことを、よく考える参考に

○菊川孝夫君 清瀬さんはこの国会におけるまあ重要政治生命を非常にこれにかけているといつては、これはちよつと言ひ過ぎであります。清瀬文政としてはとにかくこれにまづつてこられたことは、あなたの何回かの答弁を伺つていふに、各委員会の答弁を伺つていふに、この臨教審に非常に熱意をお示しになつて、われわれの想像以上の熱意をお示しになつておるのです。しかしそれだけの必要を、私らが聞かされたときには、どうもこの法律まで作つてやらなきゃならぬ必要を感じないのですけれども、あなた非常にこれは大切で緊急を要する問題であると、こういうふうな情じておられるならば、その理由をもう一ぺん一つ端端にお聞かせ願ひたいのです。が、いつもの、いろいろとまあ形式ばらずに一つお聞かせ願ひたいのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今お尋ねの予算委員会とか、文教委員会とかで教育に関する重大な質問がたくさん起りましたのです。わが国は過渡期でありますから、あつた質問に対して、文部省はこつちのうしろのうしろで、裁的にやることはよろしくないと思ふんです。幸いこの会を作りますから、それらのことは審議してお答えする方がよからう。こつちのうしろのうしろ、今あなたのおつしやいます、たとえばきやうの問題としては大きな問題じゃありませんけれども、わが国の刻下の問題でございませう。私がこつちのうしろのうしろで言つてしまふので、みんなの学者諸君がどうおつしやるかも聞かすべきものだと思います。それから大学の数の問題でも、これもたびたび出てきました。それから科目の問題でも、わけでも始終出てくるのは就職の問題です。大学卒業生十三万人出てくるのです。まだ五、六万ですか、今就職しておるの、これがこつち一年だけでなく、毎年この状態が続くのです。どうするかという問題は方々で起りましたけれども、こつち一つ考えろといつて、私は無理に、隠れみののうちに、困つたら臨教審というのじゃございませぬけれども、私のような知恵のない者が今立ててしまふよりも、せつかくこれができるのだから、そこで一つ協議をしてどうしようかと、朝令暮改でその年中変えられやしませんから、そういうふうな臨教審で研究させますといふことをたびたび言つたことは事実なんです。責任ののれものじゃない。ほんとうにそうしたいといふと、こつち私ども、私どもの友人も考へておるわけです。

○菊川孝夫君 それじゃこの大学卒業生の就職問題について清瀬さんのお考え——私は、大学卒業生であるから必ずしも各官庁なり会社へ入つて幹部候補生になるという従来の考え方を、高文を通つて局長までいくのだという考え方がない、それは警官、地方の警官も大学教育ぐらゐを受けているうちに、あるいは鉄道の従業員も、電車の従業員も、それからほとんどの大多数の人間が、それぞれの職場に大学の卒業生がちゃんと配置される、こつちうよになつてこそ、これは決して不思議じゃないのです。大学教育したのだから必ず局長にならねばならぬ、大臣にならねばならぬといふところに無理があると思ひます。だからして、そういうふうな指導をやつていかなきゃ

ならぬし、それがまた日本のために好ましいことだと思ふのですが、清瀬さんどう思われますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 同感です。

しかしそういふことをみんなに知つてもらうのにも一つの施策が要するのです。私は、ずっと古い昔のことじゃけれども、イギリスにおりました、イギリスの大学がそうですね。卒業したからすぐ就職というものじゃないのです。ところが日本は、日本の父兄諸君は、大学へやたら月給とれるところへ思つてゐるのです。この迷妄をさまたせなければならぬ、打破しなければならぬ。ようでも悪くてもまだそう思つてゐる以上は、やはりこれに順応して國策を立てぬという非常に無理をして……昔、まああなたも私も昔の人だから、(笑聲)あのころはやはり一定の基準、まあ財力的に余つたものでないといふやうな基準、このごろはお父さんが炭焼きしておつても貯金して毎月一万二千円ずつ東京へ送るのです。今の日本の経済で一万円前後毎月送るといふのはいなかの百姓としてはえらいことですが、これは何のために苦勞して送るかというと、就職できると思つてゐるのです。それがあつたら非常に失望で、お互いに国会議員の一番の悩みは有志諸君の御子弟をさばくことなんです。それでこれは間違つておる、お前ら間違つておる、子供を学校へやつて就職なんていうのは、そんなこと言えやしませんから、これにもやはり順応するといふことが道ですから、だんだんと日本人が頭を切りかえて、イギリス流になつていきまうでしうけれども、現在がこのままですから、そこも考へて大学制度を

作らんならぬ。こういうふうに考へておられます、このことはですね……

○菊川孝夫君 清瀬さん、そうすると、やはり大学生は、あらゆる職場に大学卒業生が配置されるように、しかもそれが普通に考へられるように一つ持つていくといふのも、やはりこの諸間に、一つ聞いてみたい、こういうお考えですね。

○國務大臣(清瀬一郎君) その通りです。この間高橋さんと話したのでありますが、あの経済五カ年計画を作るときに、実は文部省を入れたらなかつたのはちよつとまずかつたところであつたのはおられました。ですから経済計画にはやはり文部省も入つて、日本の子弟、父兄の心も心として察して、どうするかといふことをちよつと考へ直して、いろいろと思つたのです。あれは五カ年計画でいく。五カ年計画は五カ年計画でいく。ですから人が要する時分になつたり、要らぬ時分に余つたり、いろいろなことがあつた。大体の基準は経済や実業の人をとる。技術の方の人をとらぬといふことで、みな商業とか経済ばかりがふえておるといふことは一致しております。

○菊川孝夫君 それでちよつと一点だけ伺ひしておきます。いよいよ公聴会を開いたときも、この臨教審の政治的背景といふことを盛んに學者連中は指摘されたのです。といふことは、憲法改正は現実の日程に上せようとか多数党の自民党はやつておられる。それから軍備といふよりも軍備拡張の段階へきておる。だからその一つの足固めとして、教育制度をそれに順応させるべくこの臨時教育制度審議会を作るのではないかといふことを一番やかましく

言つておつたのですが、矢内原さんなんかは昔、特に若いときに軍備拡張の趨勢に逆らつたために当時の迫害を受けた。そういう苦い経験を持つておるから、今の世の中の動きをあるいは象牙の塔から眺めておつて、その危険をひしひしと感じられたと思ふのです。そういう意味から臨時教育制度審議会につけてきわめて痛烈な批判を浴びせておつたのは、清瀬さんもお聞きになつたところだろうと思ふのですが、そこでお伺ひしておきたいのは、憲法改正の足固めとして一つの臨教審が利用されるというやうな危険があるのではないかと、それを私もお考へするのではありませんか、それは率直に、もう清瀬さんは憲法改正論の主張者であるし、どうもちよつと率直にことを言つておられるのだ。君に忠義とはいわぬ、國のためにならぬといふのです。

あんなの御説明は、國のためにならぬ軍備拡張にもつていつても、これは就職運動としての自衛隊に入るのではだめであつて、その筋金としては、一つ民族のために、天皇陛下のために命を捨てるというのでなしに、今度は日本の國のために命を捨ててもいいといふふうにしていく。その地固めをしていくのはどういふふうにしていったらいいか、こういう答申もされるおつもりですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) その考へは絶対にありません。そういう政策のためにはない。教育は教育独自のものとして、今言つた日本が文化国家として方向を転換したことが一つ。それから今日の世の中のあるべき人間の姿

でですね、新しい人間像を描いてこれに進みたいといふことで、憲法のことを言いますと、また話が長くなりますけれども、しかし教育基本法はこの憲法の中で自由主義、進歩主義、人権尊重、この三つの柱からきておるもので、たとへ憲法を改正しなくても、人権尊重の主義はこれとるのです。民主主義はこれとるのです。進歩主義はこれとるのです。ですから、教育に關係する部分の憲法は改正されなくても同じことだと私は思ひます。昔のように学校で軍隊教練をしようといふやうなことは一つも考へておりません。それからまた軍国主義の教育をしようなどといふことは言つてもできることではありませんし、私は考へておりません。

○菊川孝夫君 いやそれは軍国主義とは私は極端に言つたのではない。あなた言われるのは、とにかく君に忠義とは言われないが、國家に忠義と、これはアメリカでも盛んに言つてゐることです。イギリスでも言つてゐることです。民族に忠義を誓うといふことはこれはいいですが、それが発展していくと、やがて日本が侵略を受けた場合に、この民族に忠義を誓うために青年諸君が銃をとつて立て、そしてまたさかの場合には向つていくのか、こういうことはお考へになつていますか。これはもう一つ、民族に忠義といつても、一体どういふ、最後の突き詰めたところをお伺ひするのだが、民族に忠義といふのは國が侵略を受けた、いわゆるよくいわれることでありますが、急迫不正の侵害があつたといふやうなときは、國に忠義といふことは、やつぱりそのときは、急迫不正の

侵害があつたときには、これは黙つて手をあげて見ておれ、笑つて見ておれとよもお教へになるとは清瀬さんもお考へにならぬでしょう。そのときにはは勇敢に、青年が銃をとつて立ち向へ、そういうやうな國に忠義、民族に忠義、こういう意味だろと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 主権が國民にあつて、その國民に忠義を誓うといふのは、現行憲法でも十五條第二項で國民全体のために公務員が働くといふことです。しかしながらそれが占領中にできませんでしたとそれから今の新教育といふと、昭和二十二年から三年ごろに進駐軍が、西洋人が入つて新教育はこうだと教へておりました、それが僅かなことですが、それはびつたりしたておりました。しかし新教育でも旧教育でも個人の尊厳……道徳は個人の尊厳から発するといふのであつたら、急迫不正に侵害される場合には、尊厳を保つといふのはこれは當り前、刑法では正当防衛といふこと、國際法では自衛権といふやうに、これは私は憲法改正に關係ないことだと思つております。今の憲法でも、私は不正に敵がじゅうりんした時分に、ガンジーと同じやうに無抵抗で行けと極端な論者が議論のためにするのはありまじうけれども、現実としてそれはできませんから、憲法改正の論では私、一言言つておきますけれども、それを申し上げたら御迷惑と思ひますから申しませんが……

○菊川孝夫君 いやいやお尋ねしたいのは、そういうやうなときには國に忠義を誓う、これは共產主義でも教へておる。ソビエトでもソ連盟を守れとい

ふ、やつぱりそのときは、急迫不正の

侵害があつたときには、これは黙つて手をあげて見ておれ、笑つて見ておれとよもお教へになるとは清瀬さんもお考へにならぬでしょう。そのときにはは勇敢に、青年が銃をとつて立ち向へ、そういうやうな國に忠義、民族に忠義、こういう意味だろと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 主権が國民にあつて、その國民に忠義を誓うといふのは、現行憲法でも十五條第二項で國民全体のために公務員が働くといふことです。しかしながらそれが占領中にできませんでしたとそれから今の新教育といふと、昭和二十二年から三年ごろに進駐軍が、西洋人が入つて新教育はこうだと教へておりました、それが僅かなことですが、それはびつたりしたておりました。しかし新教育でも旧教育でも個人の尊厳……道徳は個人の尊厳から発するといふのであつたら、急迫不正に侵害される場合には、尊厳を保つといふのはこれは當り前、刑法では正当防衛といふこと、國際法では自衛権といふやうに、これは私は憲法改正に關係ないことだと思つております。今の憲法でも、私は不正に敵がじゅうりんした時分に、ガンジーと同じやうに無抵抗で行けと極端な論者が議論のためにするのはありまじうけれども、現実としてそれはできませんから、憲法改正の論では私、一言言つておきますけれども、それを申し上げたら御迷惑と思ひますから申しませんが……

○菊川孝夫君 いやいやお尋ねしたいのは、そういうやうなときには國に忠義を誓う、これは共產主義でも教へておる。ソビエトでもソ連盟を守れとい

うことは、資本主義国から侵略があつたときには、これを擁護せよ、若い者は銃をとらなければならぬといつて教へておる。だからあなたをよく言われる国に忠告を誓え、民族に忠告を誓えといふことは、やっぱりそういうのと同じような思想で、今までは、天皇陛下に忠告といふように教へたが、今度は民族に忠告を誓えといふように教へて、ある程度こちらに軍拡景気に順応するような教育を取り入れよう、取り入れなければならぬといふようにお考えになっておられますか、今の子にはほとんど教へていない、そういうことを教へていない。しかしそれが欠けるところがあるから——どうか欠ける、足らぬ、足らぬとあなたがいつも言われるのは、どうもそれが足らぬとおっしゃるのではありません、実際問題として。

主権者は国民でありますから、その理屈には変りはないのです。実際における学校の教授法とかあるいは教授内容といふことになる、またこれは別の問題になりますけれども、幾らか私は国という觀念が日本の今の学校で薄いのじゃないかと思ひます、一般から見ても、また特別から見ても、土佐の何か校長みたいな紀元館に並べて最敬礼さしたといつたような人もありますけれども、全体からいって、少いといふことはすなおに認めなければならぬと思ひます。

ことが私は少し足りないと思ひるので、率直に言へば。

○菊川孝夫君 それで、もしも急迫不正の侵害があつたときには、一身を犠牲にしても青年連中は一つこれに抵抗するのだといふことを一本の筋金を入れたいといふのがほんとうのねらいでしょう。こゝをお伺ひしているのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 個人がみずからを守ると同時に国を守るのだといふことは、それは教へて悪いことじゃないと思ひます。それは非常の、一旦緊急ある場合のことであつて、平生の行いでですね、世間でいう、インフエリオリティ・コンプレックスといひますか、何だか卑屈民族で、米人だけがえらく見えたり、ソ連人だけがえらく見えては困るので、個人の尊厳があつて、ちゃんとした民族、ちゃんとした子供といふことになることを私は理想としてゐるのです。このごちやうとで、死春防止法といふものをやつてゐるが、あんなパンパンが横行するといふことも、女が自分の自主権を持たぬからです。もつと個人の尊厳をちゃんとさすといふことのしゅんとした、まあ昔の言葉で言へば、ルネッサンス——文藝復興の個人の尊厳といふものがもう少し宣伝されるべきものであると、こゝろ思つておられます。

○菊川孝夫君 いろいろと回りくどいことを言つておられますけれども、その背景は大体わかつたのです。やはり侵略があつた場合には、それを黙つて見てゐるということではいかぬといふのを植へ付けたといふのがほんとうのねらいであらうと思ひますが、それをさつぱらばらんにさうだと、そこが一番大きなねらいじゃないですか、実際は、足らぬ足らぬといふのは、そこが足らぬといふのでしよう。教育基本法でも教へてゐるようなことはそこが足らぬからそこです。あとでその問題について私も意見を述べますが、一つあなたの御意見伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) それは独立国民の教養の一部分と思つておられます。一部分には、自分についても、人から頭をなぐられてありがたうといふのじゃ、これはキリスト教はそうかもしれないけれども、日本じゃそれはいけない。自分の人格を守る、そういうことは一部分でありますけれども、全体として自主的精神ある独立国の民族にあつた子孫を作りたい、こゝろ御了解下さるゝといふと、その一部分をあまり拡大してごらん下さると、軍国主義教育をするといふふりにまた聞えるんですね。それは非常に慎みむべきことで、私どものこの案さへも軍国教育だといふ新聞では盛んに言つてゐるんです。そんな考えはこつちはないんです。

○菊川孝夫君 それで清瀬さん、私もが考へるには、確かに頭をなぐられて、ありがたうと言つてゐるんじゃないかぬと思ひます。やはりそれは日本人としての筋金が入らなければいかぬが、今日日本にかりに急迫不正の侵害をするような実力を持つてゐる国といふのは二、三よりございせん、はつきり言つて、そんなもの名前上上げることはこゝで差し控へますけれども、二、三よりない。それらの国の実力たるや、おそろべき実力を持つてゐるの、これは頭をなぐられたから、一つなぐり返すといふことはトウロウのおのだと思ひます。それよりもなぐられぬようにするにはどうするか、きげんとしておつて、なぐられぬようにするのは、どうしたらいいかといふふうないかと思ひますが、この点、清瀬さんはどうお考えですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それが政治ですね、それが政治です。それにはやはりどちらからも離れてしまふと、音信不通といふことになる、やはり誤解も生ずるといふことになるから、平和的国是をもつて、どこの国とも虚心のたにかいにやらなければならぬといふたような外交のこともありますし、これはまあチャーチルの言つたことですね、鳩山さんもよく引用になるのです、ソ連ともまるつきり交通せぬといふよりなことはこれはいけないのだといふ、それが一つ。それからわが国のまあ実力を養ふといふことでですね。これは強い弱いじゃない。やはり経済的な文化的な、ちゃんとした大國の形を備へてゐるといふと、そゝ人はばかにしません。隣の半島の大統領が、始終わが国にいろいろなゼスチュアをするのも、わが国の力が足りないといふてゐるんです。日本の実力を、すなわち経済、学問、文化において高く示していくといふことも一つ。それから今の世の中に、一國の力だけで——もし第三次世界戦争でも起れば、一國の努力でこれをささえるといふ國はないのです。アメリカといへども、自信がないものだから、方々ともまあ友好關係を持つてゐる。しかしそれも相手も考えなければならぬ。友だちも考えなければならぬ。前の戦争はヒットラーと組んだからこれは失敗したのです。組む方も考えなければならぬ。それ

をその一本で……、私が申し上げるの
はとても微力で私のあところどころ
じゃありませんが、そういうことにな
く、精神として初めから卑屈で、英米
人あるいはソ連人、中国人にはこれはか
なわんのだといって、子供のときからイ
ンフエリオリティ・コンプレックスで
いくというよりはよくなからう、やはり
みずから頼むだけの節度を持つていか
なければならぬ、こう見ているんです。

○菊川孝夫君 私はいずれもむしろ
臨教審なんかで考えなければならぬこ
とは、とても一國でやれないというこ
とは、これはソビエトでも、アメリカ
でも、一國でやれる自信がないから味
方の取り合いをしているのが世界情勢
であることは事実ですが、ましてや日
本はその中であつて、どう処置したら
いいかというのを教えるのは、これ
は必要だと思ひますが、それはその考
え方によって違ふんです。違ふけれど
も、ここで申し上げたいのは、どちら
にしても、おれたちは頭をみがき、人
格も全般にいい人格を持つ、平和を愛
好する国民であつて、それになお刃向
うようなやつは世界の世論が許すもの
じゃないよ、やれるならやつてみると
いった態度をおそらく持つというのが
ねらいであるか、それとも来るんなら
来い、来たら一つ将来といえども一戦
やつてやるぞ、という思想を植へつけ
ようとするのか、どちらかということ
を聞いておるのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 第一が原則
です。すなわち自分の個性をみがき、
資質をみがいて国の経済力を大にし、
道徳心を高揚して独立のきざんたる
国、たとえばスイスでもスウェーデ
ンでも日本より小さい国です。それ

でもちゃんと独立国たる体制を保ち、
またこれらの人に個人的に会つてみて
も、みなしかりしておられます。そう
いうふうな、教育は子供自身を育てる
ことですからね、世の中は、もう変転
きままりないことですからして、個人
を、そういうふうな個人の完成といひ
ますか、私はまあ教育学なんというこ
とは知りませんけれども、教育という
のは教養を与へ育成する、教育の本来
は教養育成にあると思つておるのだ
す。それがもとで戦争になつたので統
を持つとか持たぬとかいうことは、教
育としては二義も三義も四義ものこと
だらうと思ふのです。

○菊川孝夫君 次に、教育と政治の関
係ですけれどもね。まあ政治的中立と
いうことについては、これはだれでも
実際には言ひたいことです。そこで清瀬
さん、今の憲法のもとにおいては、國家
公務員は憲法を擁護しなきゃならぬ
と、こう書いてあるのです。擁護す
るというところはこの憲法をまもる一
つ守つていこうというところが示されて
んだらうと思ふのです。だからして公
務員も国会議員も、こいつをなすべく
改正しようとしてしましても、改正させ
ないようにとするといふふうに直解する
のが一番いいことだと思ふ。そこで学校
の先生あたりは今の忠君愛國といひま
すか、愛國、民族を愛するといひこと
は何も基準がないのですから、憲法を
守る者が一番國を愛する者だと、従つ
てこいつを改正しようという者は、こ
れはどれも悪いんだといつて学校で教
えたら一体どうなりましょ。これは
憲法を擁護しなきゃならぬと書いてあ
るのだから、憲法の条章に従つてわし
は擁護しようと思つて子供に教えてる

んだ、子供に擁護しろ擁護しろと、こ
う教える教育、これについては、これ
は当然だと思ふのです、そういうふう
に教えるのは、しかしそれらについて
も何らかここで検討をさせようとして
るんですか。一つ伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) この憲法順
守と、守るといふことと憲法擁護、こ
れを改正させないといふことは、私は
二つ別に考えておるのです。憲法を順
守するといふ意味の擁護でしたら、私
は憲法擁護論者です。憲法がかわるそ
の瞬間までは現行憲法に従ひます。ま
た人も従ふことを希望するのです。し
かしながら悪いところがあれば、これ
を改正することもこの憲法は認めてお
るのです。この憲法の認めておる改正
規定に従つて改正に尽力するといふこ
とも憲法順守の一つなんです。

○菊川孝夫君 手続の面においてね。
○國務大臣(清瀬一郎君) 私どもは、
あることでこの憲法は改正しなきゃな
らぬと思つておられます。けれども、こ
れを改正するのは暴力だとか、そいつ
う憲法第九十六条以外のことでやつ
ちやいかぬ。これを守つて改正運動を
することは憲法を順守しておることと
思つておるのです。どういふ文字を
使つておるか知りませんが、私は心の
うちで現行憲法を尊重する、これが廃
止されるその瞬間、その一分間前まで
はこれを守るといふことと、それからこ
いつが悪いときには改正する、悪けれ
ば改正するといふことを言つておるの
です。から、改正運動することを憲法九
十六条でいう以上は憲法を順守してお
る、こいつうので、一方またこの憲法
をいい憲法だとおほしめす方が護憲運
動をするのも、これは御自由で、それ

は悪いとは思つておりません。そうい
う方だといふと、この憲法を改正させ
ないようにとするといふことと、憲法に
従うといふことを二つくつつけて一緒
にしておられるけれども、私どもそれ
を二つ別にしておるのです。

○菊川孝夫君 それではね、その他の
公務員は、この憲法を尊重し擁護する義
務を負ふ、こゝろ書いてあるのです。
その他の公務員とは教育、学校の先生
もそうですわね、学校の先生の義務と
いうのは、文部大臣は一体どういふ
うに御解釈になつてゐるんです。擁護す
る義務といふのは、改正運動が起きて
もなすべくその改正運動に抵抗してで
もこれを守つていくといふのが擁護す
るという義務であるか、こゝろいふ
に解釈するのがいんじやないかと思
ふのですが。しかしそれは負けた場
合には、改正になつてしまふは新しい
憲法に従ふ、これがほんとうの、だか
らそいつういふに教える場合にはつき
り教えるとかにやいかぬと思ふのです、
子供に教える場合、それをどういふ
うに教えるつもりです。

○國務大臣(清瀬一郎君) ここにこの
憲法を尊重し、擁護するといふのは、この
憲法が乱れぬように順守するように擁
護するといふ文字があります、これは私
はこの憲法を守つておることを擁護と、こ
ういふ義務があるのです。この擁護とい
ふ主張をするなといふことは言つて
おらないのです。

○菊川孝夫君 それは一部の国会議員
など特別の者がこれを尊重し擁護する
義務があると、こゝろ書いてあるが、国
民は自由だ、改正運動をやろうとどう
しようと自由だと、国会議員やその他

の公務員がこれを擁護する義務があ
る、特別に義務を負わされておるの
です。この点が法律家としてどうお考
えになりますか。従つて大臣、公務員、
その他の公務員も、教育公務員も中に
ある。これだけは尊重し擁護する義務
が第九十九条で負わされてゐる。国民
にはその擁護の義務がないのであるか
ら、国民は改正運動をやるもどうしよ
うとも自由、けれども公務員である場
合にはこいつを擁護しなければなら
ない。こゝろいふような解釈もでき
るのです、これは。

○國務大臣(清瀬一郎君) そこで私の
ような解釈が起るのです。憲法を改正
しようと思つたら、何よりもさておい
て、国会議員の三分の二の賛成が要
るでせう。国会議員が改正しようと言
わなかつたらできはしませんよ。だか
ら擁護するといふ意味は、改正運動禁
止といふ意味ではないと思つてゐるの
です。

○菊川孝夫君 それはそうです。
○國務大臣(清瀬一郎君) それからし
てこれはここに役人などを書いてお
りますけれども、日本国民は皆憲法を
擁護し順守すべきものだと思つてお
ります。全体の法治國の主義、日本
の憲法のもとにひそむところの理論か
らしてさうであつて、この九十九条の
ことは、憲法を尊重し擁護するとい
ふ、憲法第四十五条はあれはいかないの
と、二十四条は、家族のことはこれ
はいかないといふたようなことで、こ
いつをやめたり、脱法行為をしたり、そ
んなことはせずに、この憲法が立案者
の意のように行われるように擁護する
といふのが、間違つておるか知りませ
んが、私はそいつうつもりでおります

から、自然これからのあなたへの答えもそのつもりで進むわけです。

○菊川孝夫君 それでは清瀬さん、十九条でなぞ特定の者だけこうした義務を一体負わしているのか。それならこのところは、この条を、これは「天皇又は摂政その他国民は」とすればいいのであって、なぜこの特定の者だけが尊重し擁護する義務を負わしたというのか。どういう意図があるのでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの起案には関与しておりませんので、どこでこんなことを、どうしてこういふ規定を作ったのか、そこは私は私存じません。それからしたとえばこれをホイットニーのところで入れたのか、どうであったのかというところは……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの起案には関与しておりませんので、どこでこんなことを、どうしてこういふ規定を作ったのか、そこは私は私存じません。それからしたとえばこれをホイットニーのところで入れたのか、どうであったのかというところは……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの起案には関与しておりませんので、どこでこんなことを、どうしてこういふ規定を作ったのか、そこは私は私存じません。それからしたとえばこれをホイットニーのところで入れたのか、どうであったのかというところは……。

だから、それを言っておるのだと私は思う。

○菊川孝夫君 それでは清瀬さん、これはいろいろ御解釈をなさっておるが、これは清瀬さんの憲法解釈だつて必ずしもそれが決定的じゃないことは事実です。いろいろ解釈して、これをすなおに読んだときに、学校の先生はこの憲法を擁護する義務があるのだ、必要があるのだということ、学校の先生が擁護する義務があるというところは、子供にこの憲法はいいのだからこれを守らなければいかぬ、これを擁護する義務があると、このまますと解釈して学校で教えることは、必ずしも憲法違反だと言えないわけですか。これはそう思うのですが、これはもういふに教えてもいいわけですか、これはかまわぬどころじゃなく、それがいいと思つてやっています。実はそれがいいと思つてやっています。憲法改正の歌までこしらえてしまつて、この憲法のまなかつたら、先ほど臨教審も自民党の政策だとおっしゃったが、露営の歌、愛馬行進曲にあわせて、この憲法のまなければ天皇の御位置が危なかつた、そこでこの憲法のまなだという歌を盛んに作つて触れ歩いておるのですが、あの思想からいけば明らかにそりうことには困る。だから臨教審において一つ何とかこの点も考え直して統一したいというふうなお考えがあるかないか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今具体的にその考えを持っております。憲法論を臨教審に持つていこうとは思つておる。このごろ私はあることで社会科の本をすつと読んでいます。その社会科の本では、憲法を擁護しなければならぬから改正運動は悪いのだというふうなことを書いた本がございます。これをかれこれ言つて教育内容に干渉することはよくなかつたと思つて、その教科書はそのままに置いておるのです。

○菊川孝夫君 これは清瀬さんの今の考えからすれば、この教科書はちよつと困るでしよう。そういう教え方をすめるのは、文部大臣それはちよつとお困りになるでしよう。今のあなたのお考え方からすれば。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私の意見とは違つておられますけれども、それは教科書の基準法にも載つておりませんし、それから学習指導要領にも載つておりませんから、そういう意見があることは、世の中に、現に尊敬するあなたのお説もそうなんだから……。

○菊川孝夫君 お説というところじゃなく、私の説を言つておるのじゃないですか、そういう解釈もできると言つておるのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 失礼しました。そのどつちの憲法解釈をとるべきかというところは、臨教審にかけようとは私今思つておりません。

○菊川孝夫君 しかしこの段階になつたら、清瀬さん、重要な問題だと思つたのです。その解釈は、今言つた社会科の本に載つておる解釈と、あなたの言われるような解釈とが大きな食い違いをきたすと思つたのです。段階はまだそんな問題が日程に上らない場合はいいが、もう憲法調査会まで法案ができてしまつた、そういうときになつて、どつちの解釈をするのかという、これは大きな問題だ。それは現に社会科の本に載つておる。それを臨教審には全然問うつもりはない、あなたは都合の悪いことはなるべくここでは言わずに

と思つておるが、大膽率直に言われた方がいいのじゃないですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 率直に、そり思つておることをお答えすることでもできませんから……。

○菊川孝夫君 思つておるのとすれば、大事なことは事実でしよう、今日の段階においては。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは大切な問題には相違ないのです。あるいは公立の大学で、法科の大学において二色の教授が行われておるかもわかりませんが、私は大学に行つたことしそのことは菊川さん、憲法調査会法というのがありますから、やはりあつたところでは問題になるのじゃないか。新たな憲法を案案でも作ろうというのだったら、今の憲法の趣意をあそこ御研究願ひのが適当で、臨時教育審議会……。

○菊川孝夫君 教育上の問題として……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育にも関係しますけれども、実際は私はそれを、この憲法解釈を臨教審で決めようとは思つておりません。

○菊川孝夫君 もう一つ憲法改正にからんでお尋ねしておきたいのは、五月三日は依然として国の祝祭日ですね、清瀬さん、学校は皆国旗を玄關に立てて授業を休むのですが、一休普通悲しいときには喪章をつけて休むのが常識でありまして、あの日は祝つておるわけです。だからこれが改正されるまでは、この祝日法が改正されるまでは、清瀬さん、マッカーサー憲法だ、押しつけたと文部大臣は言つておられるが、学校を休むのは、めでたい日であつて国をあげてお祝いすべき日であるから、これは是非なんかはやはりある程度臨教審も、学校は休ましてもらつて、先生はこれはけつこうな憲法ができた日であつて、まことに国をあげてお祝いすべき日であるというふうにとんない言つたつて、これは文句の言いう方がありませんでしよう。ところが一方文教の責任者である清瀬さんがこれは悪い憲法だ、マッカーサー憲法だと言つておるが、このズレを一体臨教審あたりでは何とかやろうと思つておるのですか、こんなものは触れぬつもりですか、どうですか、その点。

○国務大臣(清瀬一郎君) それにはお答えしたこともなです。現行憲法が廃止になるそのときまではこの憲法を私は尊敬するのです。この憲法に従ひます。一國の憲法というものは大切なものでございまして、憲法ができた日を祝日として今きめておることは異存はございせん。その憲法をしかしながらさらによくしやうと思つて改正運動をする人は、やはり改正の熱のあまり、いろいろな演説もあり歌もありましようけれども、今、今日、ただいまの瞬間においてはこの憲法を尊重し順守する、こういう意味で私の子供もおそらくは憲法の日には休ましてもらつておるだらう、あれは祭日じゃなく祝日ですから。

○菊川孝夫君 祝日ですから、そのことを祝うというところは、いいことがあつたときに祝うのだと思つておる。悪いことがあつたときには祝うという思想がおかしいと思つておる、よほどいいことなければ祝わないと思つておるのですが、いわゆる学校の教育におきまして、いいものができたのだから

あつて国をあげてお祝いすべき日であるから、これは是非なんかはやはりある程度臨教審も、学校は休ましてもらつて、先生はこれはけつこうな憲法ができた日であつて、まことに国をあげてお祝いすべき日であるというふうにとんない言つたつて、これは文句の言いう方がありませんでしよう。ところが一方文教の責任者である清瀬さんがこれは悪い憲法だ、マッカーサー憲法だと言つておるが、このズレを一体臨教審あたりでは何とかやろうと思つておるのですか、こんなものは触れぬつもりですか、どうですか、その点。

○国務大臣(清瀬一郎君) それにはお答えしたこともなです。現行憲法が廃止になるそのときまではこの憲法を私は尊敬するのです。この憲法に従ひます。一國の憲法というものは大切なものでございまして、憲法ができた日を祝日として今きめておることは異存はございせん。その憲法をしかしながらさらによくしやうと思つて改正運動をする人は、やはり改正の熱のあまり、いろいろな演説もあり歌もありましようけれども、今、今日、ただいまの瞬間においてはこの憲法を尊重し順守する、こういう意味で私の子供もおそらくは憲法の日には休ましてもらつておるだらう、あれは祭日じゃなく祝日ですから。

○菊川孝夫君 祝日ですから、そのことを祝うというところは、いいことがあつたときに祝うのだと思つておる。悪いことがあつたときには祝うという思想がおかしいと思つておる、よほどいいことなければ祝わないと思つておるのですが、いわゆる学校の教育におきまして、いいものができたのだから

一つ祝おうというのであるから、大いにこれは……。これを變えようとする、いいものができて、国をあげて祝つておるものを、これを改正しようというのには、これはちよつと困ると、これを排斥するに教育していくのも、これはやむを得んではない、その点お認めになつて。たゞは奉天が陥落した日は陸軍記念日で戦前に祝つておつた。その祝つておるときに、あんなものはこしらへんでも、侵略戦争をやつたのだというよりなことをやつたのでは、これはやはりその当時の風潮に合はぬ。ところが五月三日は依然として祝祭日、祝日として祝う。そのときに一方はこの憲法は押しつけである、しかもこんなものはこれをのまんだら天皇の御位置が危なかつたというので軍隊でぶらぶらやつて。これをどう調整するか。これの生徒に与える影響、特に大学においては相当真剣に取組んでおるときに与える影響は重大なものであると思ふのです。このズレを調整しようというようなところまで、そこまでもお考えになつておらないのですか、臨教審において。

○國務大臣(清瀬一郎君) それには先刻も申した通りこれは答へを与えておると思ふのです。すなわち、この憲法が存在する間はこれを守るのです。守るべき國家の基本法のできた日を祝日として祝ふという目になつておるの、これも法律です。祝日に關する法律といふのです。これも私は無視いたしませんから、そのお問に對するお答へにはなつてくると思ふます。

それからも一つ、あのマッカーサー憲法を私は徹底的にとこまかも悪しつてきた憲法ができた日を祝うといふの、この謳歌した連中は、いろいろと自体が、一体政治論としては悲しくなるのではないですか。これは悲しむべき日である。しかし負けたのだからやむを得ずのんだということになるならば、あなたのような解釈をするならば、負けたのだからやむを得ずのんだのだというならば、これはむしろ國辱記念日とするならばこれはいいと思ふ。えらいものを押しつけられた、いつか独立した時には、これは直すのだといつて教えてくる方が、あなたの思想だったらさういふふうに教えてくるのが正しいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私の思想では、將來できた憲法は守つてもらわなければならぬのです。その伏線として、今、今日のうちでは反対であつても、現行憲法である以上は徹底的にこれを守り、これを尊重するの気分、これを養成するといふことはいいことだと思ひます。自分は改正運動もよりせぬくせつておつて憲法の悪口ばかり言つて回つておるのは、これは卑怯です。政治論としては身を命として日本の憲法の改正を將來の事業とするといふことを胸に疊んでおきながら、日本憲法はこれだ、きよりは憲法祝日として旗を立てるというところは矛盾せぬです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私ならもう一つ何つておきたいのは、それならばこの憲法ができたときに非常に謳歌した政治家が自民黨の中にもたくさんおるわけですから、いろいろの連記録があるが、これを見る、まことに謳歌した人が自民黨に入つておつて、今あの歌を歌つてじゃんじゃんやつておるのです。こういうのは、この謳歌した連中は、いろいろと自体が、一体政治論としては悲しくなるのではないですか。これは悲しむべき日である。しかし負けたのだからやむを得ずのんだということになるならば、あなたのような解釈をするならば、負けたのだからやむを得ずのんだのだというならば、これはむしろ國辱記念日とするならばこれはいいと思ふ。えらいものを押しつけられた、いつか独立した時には、これは直すのだといつて教えてくる方が、あなたの思想だったらさういふふうに教えてくるのが正しいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私の友人で、當時この院内で憲法改正に従事された人が、今その憲法を改めようといふ御論をなすつておる人は、さういふ。しかしながら、その心事は、私は承わりませんから、ここで非難も賞讃もできません。私はあのときから實に残念なことだと思ひまして、日本では言論の自由がありませんでしたから、南米のサンパウロの新聞に、内容は民主主義になつたけれども、この方法がいかぬといふことを書いて送つたことがありますが。私は初めから、マッカーサーが圧迫したなんという具体的なことではなくして、占領されておるうちに憲法を作るべきものではない、こゝろ論を持つておつたのです、完全主権がないから……。

○國務大臣(清瀬一郎君) それならば最後にもう一言だけ清瀬さんに伺つて、これで私はやめますから……。それはなぜ言ふかといふと、公聴会を開きまして、盛んにこの憲法の改正と軍拡と結びつけておられておられますので、私はちよつとくどいけれども、清瀬さんにこの問題をお尋ねしておるのですから、その点御了解願ひたいと思ひます。そこで最後にお伺ひしたいのは、

友人が言ったことはとやかくと言いますけれども、結局そういつた問題もある程度統一したい。清瀬さんのような筋金の入ったお方はこれは別です。占領下当時でもとにかくそれだけ……

日本に言論の自由がない場合にはこれはいいのだが、その人がお扱いになるからいよいよもつてもとへ戻ろうという危険を感じて……。あの太田壯一氏あたりの書いているのはずいぶんひどいことを書いてあるのだけれども、あの頭ではどうもしょうがない、こういう連中がやるというところにえらい危険があるというのを言っておるのです。あの太田氏の、何もわれわれはその人の言うことを必ずしも全部受けるわけではないけれども、まあ大体そういうことであると思う。矢内原さんの公明会における意見にいたしまして、それらをひくくめて考えるときに、とにかくそのときからもうこの憲法を筋金を入れて、そういうまあかたくなな中申しますか、筋金の入った人が、いよいよもつて明治的な頭がどうしても抜け切っておらぬ。そうや

は抜け切らぬといつても抜け切れぬわけで、そこへ教育制度もひびいていこう、こゝろいところの危険を感じておられるわけですから、この点について清瀬さんに伺いたいのは、決して政治に隸属させるといふような……、政治的な中立はあくまでも守ろうとする意図を持っておることは間違いないし、さらにはたとえ臨時教育制度審議会の出した結論が、いかに清瀬さんにはかけ離れたもの、およそかけ離れたものが出ようとも、世の中はそこまできているのだといふので、率直なお気持ちでそれをお取り入れになるところの

勇氣とそれから用意を持ってこの審議会をお取りになるかどうか、この二点だけをお伺いして私の質問を打ち切りたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) 二点とおっしゃるが、今の審議会の結果を私がどうするかというところ、それから……

○菊川孝夫君 これは政治的に再軍備、憲法改正というよりなこのため、教育をそちらへななるべくひっぱらうというよりな意図があるものではないかと、これはあくまでも教育をどう持つていったらいいか、教育自体を切り離して考えておられるかどうかというところが一つ。それからもう一つは……

○國務大臣(清瀬一郎君) わかりました。

○菊川孝夫君 いいですね。その二つだけ……

○國務大臣(清瀬一郎君) 大切なことだから、失礼いたしましたけれども……第一のわが国の再軍備をするという目的のためにこの臨時教育の設立とか、その他私が各種の文教政策をやっているのはございせん。教育は人間個人を育てる、りっぱな人間像を作る、日本人一人々々をいい人間にしようという、もう少し広範なことではございせん。

それから第二の臨時教育の答申が私の考えと違つた場合、非常に違つて、これに従うことは私の良心に反するといふ場合には、これは従うことはできません。しかし私の政治的、道徳的良心の許す場合は、多数の方がござえて下すつたことですから、これは尊重いたします。

○菊川孝夫君 それで、あなたの良心によつて従うことができないときには、

せつかく、これだけ国会でもいいか悪いかで論議して、これを重要法律案として作り上げて、そして各界の名士といひますか、泰斗を非めて意見を出さした。ところが、たまたまあなたの良心に反するときには従うわけにはいかぬと、こゝろおつしやるのでしょいか。そういうことは重大な問題だと思つたのです。そのときはあなた自身が善処されますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 全体的について、おそろくは同じ日本におつて、同じ空気を吸ひ、同じ人間を見ておるのですから、全体的に正反對のものはおそろくは出ますまいが、条項々々について、どうもこれは、私の良心的にとり得ないというものが出てきましたら、良心に従うほかはないと、こゝろ思つておるのです。

○菊川孝夫君 そうすると、そういう問題はけ飛ばしてしまつと、都合のいいところはとると、こゝろいうことに最後はそれはなるんじやないですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) け飛ばすという言葉を使つと不穏当でありますけれども、むしろ各条項のうちで、どうしても私の良心に恥じるといふことは、これはおとり申すことはできぬ場合もありまうが、全体としては、この大家諸君を集められた決議には従つております。

○吉田法晴君 関連ですが、先ほど菊川君から質問がありました中に、臨時教育に案を示すわけではないが、こゝろいう問題をこゝろいうことで、自民党の十一月十五日の新党結成大会のときの政策をおあげになりましたが、それが臨時教育にかかると、こゝろいう御説明、今、十一月十五日の新党結成大会のと

きの資料をもらつたのですけれども、それにはあまり書いてありません。多少ありますけれども、ございせん。これは文教部会での決定と申しますか、(清瀬構想じゃないですか、うまいことを言つてと呼ぶ者あり)あるいは具体的に提出おるのだらうと思つたのですが、それを一つお出しただきたこと……

○國務大臣(清瀬一郎君) 今の臨時教育のこと……

○吉田法晴君 私、今資料をお願いしているのです。これでは少し足りないから、文教部会での結論等がありましてお出し願ひたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) さつき申しましたのは、菊川さんのお問で、これを総理が命じてやらしたのか、君が一体考へてやつたのか、出どころはどこと、こゝろいう意味だと思ひます。それに対して私が引用しましたのは、ちよつとごらん下さい。八ページといふところですが、六つのうちの一番初めに「国民道義の確立と教育の改革」と、こゝろいうことを党の政綱に書いてあります。これは読みませんから、そのうちで、緊急なものとして十ページをこらん下さい。十ページに「教育制度を国情に即応せしめるより、教育に関する国の責任と監督の明確化、学制に、調査審議機関を設ける」、これが今の臨時教育制度審議会なんです。それでできたのがこの成文であつて、このほかにも何もありません。これをきめるまでにいろいろと意見もございしましたが、速記も何もとつておりま

せん。最後に両派の方で協定いたしましたのがこの第一項でございせん。

○吉田法晴君 私、質問しようとするのじやないですが、そこにはたとえ緊急政策の中に「教育に関する国の責任と監督の明確化、学制特に大学制度の再検討、教育行政組織の改革等」はかる。「云々」と書いてあります。ところが説明をされている中に、あるいは日本の伝統を維持するよりな云々といつたよりなことについて、この中にございせんから、そこで教育部会等でこのほかはまだこれをもう少し普遍化したもの等があらひなるのだらうと思つたから、そこでそれをあつたら一つお出しを願ひたい、こゝろいうことを言つたわけですね。

○國務大臣(清瀬一郎君) それはございせんのです。教育制度を国情に即応せしめるよりというのが、菊川さんと私が、さつき別な言葉で質問応答したところになるので、これの参考資料というものは一切ありません。あの当時旧自由党の側の方もいろいろとおつしやつた、一カ月ほどかかつたのです。が、私もその当時言つたことはありますが、速記も何もとらずに、取りかわしもせずできましたこの最後のテキストを、この通りによかれあしかれ解釈せんからぬ。

○吉田法晴君 それじや別にはないわけですか。

○菊川孝夫君 清瀬構想というわけでもないのだな。

○國務大臣(清瀬一郎君) そうじやございせん。

○吉田法晴君 民主党なり自由党なりの文部関係のあれで、これに即応するよりな別にあれがあるわけではございせんか。

○田畑金光君 先ほど委員長の名前を出しましたが、青木と、別に青木委員長と言ったわけではございませんで

て、新聞の伝うるところによりますと、十八の都道府県教育委員の各位が、もしこの法律が通つて、反動文教

が、そういたしますと、私が質問しているこの点は、もう来週にはあるいは具体的な現実としてそのような現象が

律が通過すればとおっしゃるのでしょう。通過すればすぐ新法になってくるのです。そういう軽々のことを通過前

かと思うのです。そのような場合、私はこの際率直に清瀬文相が、それは責任をとるんだ、これくらいは言つてし

かるべきものだと思うのですが、どうでしょう。(「そうそう、撤回々々」それは理の当然だと呼ぶ者あり)

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申す通り、万策を尽して、かくのごとき事件が起らぬようにいたそうと思ひのであります。(「できなかつたときは」と呼ぶ者あり) 待つて下さい。万策を尽すのには、やはり人間のことでありますから、説得し、あるいは勧説し、説明しなければなりません。(「弾圧しな」と呼ぶ者あり) 今これらの人のなさつておることをここで批評したり、言うことを聞かずに、今おれはこうするなというのを言うことは、それを円満にまづめていく道じゃないと思ひますから、その結論だけはごめんをこゝろにしたいと思ひます。あれらの方も、教育に熱心なればこそ反対運動をしておられるのであつて、悪意でしておられるとは、考えません。(「当りまえだ」と呼ぶ者あり) 一つの意見を出しておられるのでありますから、それゆゑに、私はこれをいいことだ悪いことだといったようなことを申し上げ、それが起つたら、それはおれの方でやめるなというのを言つては、これはおさまりませんから、その最後のお問だけは一つ御希望を願ひたいと思ひます。(「うまいことを言うな」と呼ぶ者あり)

論が非常にわいておるわけですから、こういう世論に對し、納得のいく態度であり、文相らしい責任のとり方だと思ひわけです。まあこの際重要な段階であるから、私は文相にもう少しこだわらない心境の中から、自分の決意というか、態度というものを明らかにしてもらいたいと思ひわけです。なぜ私がそういうようなことを申し上げるかという、この臨教審をわれわれが審議するにおいても、この審議会の目的は三つある。その三つの第一が、要するに国民道徳であるいは教育基本法の内容について再検討をやりたい。それが忠誠の義務でありあるいは奉養の義務であり、あるいは隣人の道徳である、こゝろを求めるのが、この法律案のねらいである、こゝろを考えたとき、たまたま私は実はこの法律案のねらつておるような、国民倫理を具体的に国民に知らせるいい機会であるから、一つ文部大臣にそのような場合には責任をとります、こゝろ言つていただければ、われわれもこの法律案は喜んで審議を進めて参りたいと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういうことというものは、その問題の起り方にもよりますし、それからまた大きな、すなわち、全国一せいにおやめになるのか、あるいは東京と京都だけおやめになるのか、また私の説得に對する応待等にも関係いたしますから、それらのことをいまだ知らなかつたことをいふ、こゝろ言ふことは、先に申しました説得工作にも害がありますし、また私としても表明いたすことはできません。

ん。私がどうするかは、平生の行いから御推察を願ひたい、かように存じます。(笑聲、菊川孝夫君、清瀬一郎君、節を汚さぬように、しつかりせい、清瀬さん手荒れしたな、清瀬さんのいふところは野党精神があるところなんだと述べ)

○田畑金光君 おれの平素の態度から察してくれ、こゝろいうお話であります、どうもその態度から察すると、あまり責任をとれないのじゃなからうかという心配もありますので、しかしまた、もう一面においては、古武士のようになんか一徹で、(「そこがいいんだ」と呼ぶ者あり) また自分の信念のためには何が何でも断行する、こゝろいう氣魄を持っておられますので、こゝろいう面から見ると、これは責任をとられるのじゃなからうか、こゝろいう印象を受けるわけですから。(笑聲) これはこの辺で、来週またどつちも具体的に出席を参りますから、来週あらためてこの責任問題についてはお尋ねいたしますので、それまで私は保留しておきます。

で、そういう自分たちの教育を守る、民主教育を守る立場がいかなければやめる以外にない、こゝろいうことで全国の県の教育委員会の辞職論が起つて参つたわけですから、こゝろ言ふと、ただあなたが説得するといふことでは事態の收拾はできぬでしょう。それでは收拾をしたいといふならば、あるいは今の参議院でこゝろ至つております教育委員会制度に關します法律案の審議をしなうか。今のまゝいって、こゝろ言ふ話し合ひをする、あるいはこの緊張した事態を緩和するといふわけにいかぬと思ひます。強硬な法案のこの審議通過を手党を通じてやるという態度をやめて、お話し合ひになる、こゝろいうことを含んでいられるでしょうか。事態は非常に切迫している中に、文部大臣として先ほどの御質問がございましたから、一つもう少し具体的に承わりたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今御審議願つておるものを中止して話し合ひなうかという考えはございません。これは一日も早く審議の御終了を願ひたいと希望しておるのみであります。

○吉田法晴君 おそれ入りますが、それじゃどうしようといふんです。まあ説得もいろいろあらうといふ今お話でしたが、そのことについての、たとえば修正なら修正に應ずるといふか、これはあなたの言ひ分もありませんが、それから教育委員の諸君の言ひ分もあるといふことです。その話し合ひをしようといふならば、この法案審議あるいは法案の成り行きといふものも関連をして、修正なり何なり応ずるといふこと

もあつてお話し合ひをされなければ、とうていこれは、この対立してあります事態といふものを緩和するわけにいかぬです。重ねてお尋ねいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今あの諸君と法案の取扱ひについて取引をいたそうとは思つておりません。(「それじゃ問答無用じゃないか」と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 それじゃどうしようといふんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういうことをしてはあなたの方にも相済まぬので、熱心に御審議願つておりますので、委員会の者と取引して修正するなうかといふことはできません。しかしながら、これらも教育に熱心のあまり言つておられることでありますから、今皆さんがやめてくれることは、教育上非常に害があるからして、できてしまった以上は日本の法律であるから、これは引き續いて九月まではやつていただきたいといふことで説得するのであります。また中にはあの委員会法は非常に官僚主義の法律だといつたやうなことを考へておられるが、よく読んでみるとどうでもないんだといつたやうな案の趣意を説明したいと思つておるのです。案の趣意を説明し、教育委員の重大なる任務をお話することゝが限度でありまして、この案を君らがこゝろ言ふからそれは修正するなうかといふことは、すでに国会法にもあります。衆議院を通つた案を撤回もできやしません。(吉田法晴君「でんか」とはないうと述べ) ですから私お問ひだから答えておる。私の心持は、説得はいたしますけれども、この修正と引きかえ

をするという考えは毛頭ございません。

○吉田法晴君　重ねてまあ恐縮ですが、衆議院を通ってきたから参議院で修正できぬという話はないでしょう。だからそれはあなたが全国の府県の教育委員会がやめようという話があるのに対して、これに對してまあ説得なりと、とにかく話し合いをしたいと、こういう話だから、それにはあなたの作られた原案を与党は支持している。それは議會政治だからそういう實際の形はありませんから、しかも、とにかく参議院なら参議院で修正の動きもあるよりであります。これはあなたの気持ちのうでありませう。あなたはあなたの方にも考えがあり、そうしてまあ弾力性をもつて話をしたいというのが、それとも老の一徹、がんこそのままだ、衆議院で通ったんだからとにかくもうしゃにむにここでは押さつける以外にはないという話なのか、話し合いをするというお話だから、余裕があつてお話し合いにならないければ話し合いにならないと思うのですがね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 衆議院を通つたからと言いますのは、撤回はできませんと言ひますのは、言つたんです。国会法の五十九条で、一院を通つたものは撤回をすべからず、あのことを言つたんです。あなた方に修正の御機嫌あることは私もよく知つております。私の言ひ違いですからどうぞ……。

(「いやこちらの言ひ違いだ」と呼ぶ者あり、笑声) しかしながら、教育委員会の連合の方と修正個所について話を

したと、修正するからして君らが辞職をやめてくれ、そんな考えはないのです。ないものをあいまいに言つて、世間に誤解を与えてはいけませんから、私の手を尽そうというのは、通過したらずめるとおっしゃるのでしょうか。やめるとおっしゃつても、辞表というものはまた撤回もできることでありますし、通過してしまえば、実はこの案はこりうることなんだからこりうなんだ。だからして君らはやめたら子供をどうしてくれるんだといったような、これらの人の職務の重大なることをよく話をして、辞職が一人や二人じゃないう、大量辞職になりますと、教育の運行も悪くなりますから、そのことを言うのであつて、今これらの人と修正の取引をするなんということはほんとうに考へておりません。

○國務大臣（清瀬一郎君）遺憾ながらそのことは考えておりません。その質問もまた修正ではないのです。全部撤回せよと言っております。とてもそんなことはできるものではありません。

○田畑金光君 文部大臣は、この臨教審の答申というものについてどれくらい期間を予定されておるわけですか。

○國務大臣（清瀬一郎君） 最大限二年です。

○田畑金光君 二年で答申が出るものとお考えになっておられるのですか。

（かわつてしまふ」と呼ぶ者あり）

○國務大臣（清瀬一郎君） その考えであります。

○田畑金光君 先ほどの菊川君の質問に対して、答申をどの程度尊重されるか、もし文相の考えておることと食い

て、私の良心に従つてというお話でありましたが、これはあなたの良心だけで処理できるわけですか。文部大臣だけの良心で取捨選択ができるわけですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは内閣の諮問機関ですから、詳しく言えば内閣が従うか従わぬかのことでありますけれども、私に對するお問ひですから、私自身がもし文部大臣としてそのときまでおりますれば、文部省としては、全体としてはこれを尊重するんであります。が、部分的にいかに意見が違つて良心に恥じるというところはこれはいたし方ございません。それでない限り、私の本来の所論と違ひまして、皆さんのおっしゃるところには従つてもりです。

○田畑金光君 お話のように、内閣の

一番早く影響があるのは日本の財政ですね。それからまたその次には、学校は地方にもありますから、地方財政、ただいま太田君の所管であります。各般にわたって、内閣全般にいろいろ関係もあらうと思います。今、教科書のことをやっておりますが、とうとう運輸大臣に關係ができて、教科書の運賃がなんとエロ雑誌より高いのですよ。(それは月刊だからと呼ぶ者あり。笑声) それから郵便のポストもそうです。ポストも新聞雑誌の四種郵便扱いにはしておらんです。そういう關係で、郵政省とも關係ができますということが起りました。これやはり内閣の諸君で、先刻あなたのおっしゃったように、大蔵省にも關係が出てくると思いますから、内閣に置いたというのは間違いないと思ひ

○吉田法晴君　取引をしようと云われると大へん言葉が悪いが、あなた先ほどどう会つて、いろいろ話をしようというお話でしたがね。今のよりに通過してしまつてそれから先云々というのじゃこれは話になりません。これは説得かあるいは強圧か以外にあり得ない。で、今私は、それだけの気持を持っておられるならば、まあどうするかということについては、まあどうするかということによつては、まあどうするかということによつて

違つておる答申内容等が出た場合に、それに対して文相はどのような態度をとられるか、これに対して自分の良心に従つて処理されるというようなお話であります。けれども良心に従つてというだけでははかりかねますので、もう少し一つの具体的な申しますか、わかりやすく御説明願ひたいと思うのです。

諸閣機関でありますが、突如文教政策に關することでありますので、当然文部大臣がこの答申をどう見るか、こういふことにならうかと思うわけであります。そりなつて参りますすると、われわれといたしましては、またそのことが私たちは当然のことだと思つわけですが、いやくも文教政策について万般の責任を負うておられる立場にあり

ます。日本の学校制度をきめたのは、内閣に置いた刷新審議会です。から、同じレベルに置くということはあり得ると思うのですよ。この委員会を初めからなぜ内閣に置いたか、文部省に置いたか、いいじゃないかという質問がたぐさぐさありましたけれども、私はやはり内閣に置いた方がよかつた、こう思つております。

と、同じにやがてして、今お会いになつて、強行採決云々ということじゃなくて、今お会いになつて、文部大臣として、教育についてこれはあなたが責任を持っておられると考える。それから教育委員会の諸君はまた教育委員会の諸君で、教育について責任を持っておる、これはお認めになつておるよう
に、向うは向うでやはり教育に熱心な結果ですよ。そこで今弾力をもつてお話しになる気持はございませんかといふのです。

○国務大臣（清瀬一郎君） この答申については全体として大いに尊重し、ただそのうちの個条で、もしもこれに従うことが私の良心に許さざるところがある場合にはそれはいたし方とさせていただきます。原則としては、私の本来の意見と違ひましても答申の方を……。

○菊川孝夫君（二年先はわからない、政治情勢が變つてしまふと述ぶ）

○田畑金光君（二年先だったら、今、菊川君が言うように、文相なんかは少

ます清瀬さんが、その答申について
番重大な判断の衝にあるものとわれわ
れは考えておりますが、そういうよう
に考えてみますと、内閣にこれを置い
たということ自体そもそも問題であら
うと思うのです。この点はどうなん
ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) お問いの前
段のところ、すなわち文部省が一番関
係が深いということはその通りでござ
います。しかしながら教育の、ことに

○田畑金光君　それだけの答弁ではつきりしないのです。これはどんなことがあつても、あなたのお話のよきな論法でいくならば、すべてが各省にまたがつてゐるわけです。文部大臣の所管行政、文教政策のみならず、労働省の所管である労働政策であつても、大蔵省はもちろんであるし、すべてにまたがつておるのですね。行政権は内閣が連帶責任で、国会に対して責任を負うて、国民に対してやつておるわけ

ですから、これはそういうことを言つてきまして、すべてにこれは関係が出てくるわけなんです。ただ内閣法に基いて主任の國務大臣はだれか、それは文教政策については清瀬文部大臣だろうと思うのです。まさかあなたにはそれだけの能力がないから、内閣全体で相談せんと危なっかしいからというこゝとでこれはこういうことになったのではなからうと思つたのですが、当然これは文教政策の最高責任者である文部大臣の所管のもとにおいてやられて当然しかるべき問題じゃなからうか、こゝろ考へるのです。またあなたの御答弁を聞いておりましたも、知らず知らずのうちに、答申については自分の良心に従つてどうしてもみがかたいものにとるわけには参らない。全体は尊重するけれども、しかしいかにわしいものについてはやむを得ない。拒否しなればならぬ。それがやはり文部大臣として、文教政策をあつかつておる建前からいふと当然のことだと思つたのです。ただこれはわれわれが見ると、すでに同じ内容のものができておる。中教審との違いを無理やりにこゝろいうような形の中から作り上げるために、法律案の性格がこのような建前、構成になつたと思つたのですが、どうですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) あなたのようなお考えもそれは一つの考えで、私は悪い考えとは言いませんが、教育のことは、ことにこれは国民道義といつたような抽象的なことにわたつておられますが、日本の教育制度を戦後組み立てるにはどうしたかといへば、内閣の審議会をやつておるのです、教育刷新審議会。そして組み立ててしまつて、解散する時分に、文部省に常設の諮問機関を置くといつてこの中教審ができておる。常設の諮問機関をその通りやつておきますけれども、今度新たに立てるのじゃないが、もと立てておつた教育制度それ自身に、別の見方で改革を加へよう。大学制度というのは、これはまた大きなことなんです。今申しました日本の大学をどうするかといふことになるという、高橋君のやつておる経済計画にも及びます。今言つた各省の、さつき郵便、運輸、御興議が起りましたけれども、これはいろいろなることに関係しますから、組み立てをするときに内閣に置いたと同じように、これが変改をするのも内閣に置いた方がよからう、こゝろ考へておられます。そしてこの所管大臣は内閣法の所管大臣じゃないんです。

○田畑金光君「いやそれはわかつておる」と述べて書いてありますから御承知だと思つておるけれども、今の所管大臣のことです、必ずしも文部大臣が所管じゃないんです。総理大臣が所管なんです。

○田畑金光君 第二条にいう「教育に關する現行制度に検討を加へ、教育制度及びこれに關連する制度」、これはどういふのを指しておるわけですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 政府委員から關係の制度のことについて……

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問でございますが、「現行制度に検討を加へ」と申しますのは、現行の教育に關する制度を申しておるのございまして、これに關連する制度と申しますのは、行政制度あるいは地方の財政制度等に關連がございまして、そ

ういつた純粹に教育以外の制度を、しかも教育に關連する制度を指しているわけでございます。

○田畑金光君 今の答弁でも明らかでありまして、現行制度に検討を加へ」といふことは、教育行政機構の問題あるいは教育財政上の問題、これらに關係する諸制度について検討を加へる、こゝろ内容であります。文部大臣にお尋ねしますが、教育行政制度と申しますと何であるかといふと、教育行政の制度としての大骨になるものは、根本になるものは教育委員会制度、これこそが現行の教育行政制度の中核であると思つたわけですか。あとはなるほど大学をどうするかという学制制度等について、制度の面から改革を加へる問題はあると思いますが、しかし教育行政の面から見た制度であるとするならば、教育委員会制度こそ一番大事な制度であらうと思つたわけですか。ところがその教育委員会制度については、この間の答弁もありましたが、中教審の答申を完全に無視して、そして自分の氣に食わない点は、民主的な諮問機関等の議を経ることなく、あるいは国民の世論に耳を傾けることなく、あえて今回教育委員会制度の改正を提案されるに至つたわけですか。こゝろいふことになつて参りますと、教育行政の面から見まして、あつたどんな改正制度を清瀬文部大臣は考へておられるのか、これを一つ聞かしてもらいたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) なるほどお説の通り教育委員会の制度は地方教育行政のこれは根幹をなすものであります。しかしながら、そのほかに今回さらに研究していただくと思つたことは、たびたび申す通り、教育に關する国の責任の明確化といつたようなこと、これはなかなかむずかしいことなんです。実際に文部大臣は修学旅行で子供がけがしうが、もう学校のことはみな責任を問われる。ところがこれに關する管理権は一つもないのです。こゝろいふところをどう持つていつたらいいか。学校制度、これは六・三に手をつけるものじゃないと思つたが、それ以外には大学制度、官立、公立、私立の大学の再検討もしなければならぬ。それから中央における教育行政の組織、こゝろいふ重大な問題がたくさんありますから、この内閣に置きます調査審議機関といふものは、これは相當広範な多忙なことをしていただくなければならぬと思つた。

○田畑金光君 今御答弁のような事項もなるほどあるかもしれませんが、しかし教育委員会制度といふものが、少くとも今の教育行政機構としては根本になつておるだらうと思つておるのです。あなたのお話のように、文部大臣が助言、指導する権能がなかつた。そういうような点について國家の責任や國家の指導権を確立しなければならぬ、なるほどそういうふうな点もあるかもしれない、それは要するに國の監督権の強化であり、中央集権的な教育行政をねらつておられるわけですか。地方教育行政において現行の教育委員会制度といふものこそ教育行政の根本になつておるわけですか。これを今大事な諮問機関を作つて、それに万般の制度について諮問をしうといふそのやさきに、そのやさきにおいてすでに諮問すべき根本の大きな一つの柱を新たに除いておるのです。あとに残るものは何か、それは学制改革等についてはなお形式的には検討する余地がありましようが、一番大事な行政機構の柱をはずしておるじゃありませんか。もし臨教審といふものを作つて、ほんとうにこれを文字通り公正な國民の世論の中から現行の教育制度について批判検討を加へようとするならば、教育委員会制度等についても、この法律ができて、もし中教審で足りないとするならば、かりにあなたの方の主張を認めて、なぜそれまでの期間待てないといふ理由があるわけですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) あなたがおつしやる教育委員会が地方教育制度の根幹になることはおつしやる通りでございます。ただ教育委員会制度といふものについては早くから世間で問題になつておるのです。昭和二十七年の吉田内閣の解散のときに、偶然なことで一年延期ができず、施行されてしまつた。それより以前からあるかもしれませんが、議論が起りました。政府の方も三つも四つも委員会を検討いたしてあります。中教審も実は大連君のときに実は一べん諮問しておるのです。しかしそれは私はあまり言わない、時間がだいたつておるから。もう一べん諮問してもよかつたのですが、そのほかに地方制度審議会や法令審議会とか、各方面でよく研究されまして、文部省内においてもこれをよく研究しておる吏派の方にも非常にこのことのヴェテラ

きますという、この十月一日に全
国一せいに選挙が行われ、何千人とい
う新教育委員ができる。これは任期四
年です。そうすると四年間は選挙に
よって得た任期を打ち切るということ
が非常に不合理なことになります。時
間さえあればこの中教審にも聞き、こ
の臨教審にも聞いていく方がいいので
ございましょう。あなたの論を決して
御反駁申すわけではございせんが、
大体世間の論の歸するところもわか
りました、それを選挙が近づくと
ことから切り離して案として提出し
たのであります。

そこで今期国会においては衆議院も
参議院も非常に丁寧に目をとって御審
議下さっておりますから、審議の疎
漏というようなことはなしに済むの
じゃないか。専門家の方にそういうふう
に聞くことはありませんか。つたけれど
も、衆議院においても公聴会を開き、参
議院においても公聴会を開き、それ
らのことで國務の渋滞がないように案
は別に出したのでございします。

○田畑金光君 選挙々々とお話しにな
りますが、この法案を衆議院に出され
たのは何月の何日でしたか。

○政府委員(福田繁君) 二月一日で
す。

○國務大臣(清瀬一郎君) 二月一日だ
そうです。

○田畑金光君 二月の一日にお出しに
なつた……なるほど昨年の自民党の
発足が十一月十五日で間に合ひそうで
なかつた、こういうわけでもたつた実
れにもかけなかつたというの、一つの
理由におっしゃるのでしょうか、この
問題については昭和二十八年で

したか、一応答申が出ておる。その答
申の結果は、現行制度に改善を加える
必要なしという結論であつた。そうい
うことであります。なほ一そう世
論を尊重するという気持があります。な
ら、民意に慎重に耳を傾けようとする
ゆとりがあらざるなら、これは自
民党発足の時期等からある程度の制約
はあつたにしろ、中教審という権威あ
る機関があるはずですから、当然そこ
に審議をかけても、私はおっしゃるよ
うにこの国会に間に合わない、こゝ
ういふことでもなかつたと思ひます。た
だおそれられたことは、今の中教審で
もう一度答申を待つても、またこれま
で自分たちの考え方に反する結論が出
てくるにきまつてゐる、そういうおそ
れから中教審というものの機関を無視
されたものと思ひます。またかりにこ
の十月選挙をやらなければならぬといふこ
との制約があつたといふにしても、
法律によつて選挙期日を延長すればよ
ろしいじゃないですか。あなた方が半数
改選によつて二年前に当然選挙をやる
ものと国民一般は期待しておりました
が、法律でもって半数改選を二年後に
延期して、ことしの十月まで任期を延
ばしてゐるじゃありませんか。やう
いふことではだめです。やういふ
ないからがきなかつたのです。こゝ
うことを考えたとき、臨教審をせつか
く作られても、その答申を尊重する
といふやうなことは、ほんとうにこれ
は国民をごまかすための手段にすぎ
ない、こゝろ申し上げても過言でない
のです。この点文部大臣、少し私
ちに納得のいくような理由を一つ御説
明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 前にも申し
上げました通り、各方面の研究は出て
いるのです。それから今の中教審の
話も、中教審の決議をとつておるの
です。といふのは昭和二十七年からこ
の方の世論のうちには、町村の教育委
員会はやめろという意見も、強い意見
があつたのです。しかし、中教審は
それはやめなさい、本質はそのままに
せよ、こゝろ言つてゐるのです。これは
重要なこととす。どうしてなれば、や
めてしまふたが背のやうな村長、助役
が学校のことをやるのです。ところが
が村長、助役とは別に独立の教育委
員会を置く、これも議決機関じゃな
く、執行機関として置く、これがま
アメリカの教育委員会の根底で、世界
にまねなすです。ドイツ、フランス、
イタリヤ、イギリスあたりの大連系は
それをやつておりました。アメリカが
持つてきた独立の、一般の町長、助
役、収入役、町会議員のやつておる行
政と別の執行機関を置く。これはな
れども、各方面に、ことに町村会
等ではやめてくれという強い意見が
あつたのだが、しかし中教審じゃこれ
を置くとおっしゃるからこれを尊重して
置いておるのです。一部の人は、中教
審を無視したとおっしゃるけれども、一
番根底は認めておられます。(笑聲)こ
ういふことを呼ぶ者あり。この選任方法
を、直接選挙をやめて、しかし民主主義
じゃから上から任命はできぬけれど
も、(笑聲)選挙で出てきた町長が選挙
で出てきた町会議員と相談して委員
を作る。この委員は中立を保つために
積極的な政治運動はせぬ。またそれ
も行ひが悪かつたらリコールができ
る、こゝろいふ縦の委員会を作つたので

す。ですからして中教審を全然ボイ
コットしたといふことでなく、一番根
底は認めておるのです。(菊川孝夫君
「公選制をやめろ」といふことが一番大
事なんです。と述べ、その点は今おつ
しやる通りです。公選制はやめました
けれども、しかし中立を保つといふこ
とは大きなこととす。

○田畑金光君 今、菊川君からやじの
中にありましたように、(笑聲)公選制
が任命制かといふところに問題はあ
ると思ひます。あなたのお話は、単
何と申しますか、形を整えておけば
それで民主的な教育が守れるのだとい
う独断といふか、それをしよこれだ
るの姿が失われぬといふならば、あ
なたの頭はやはり大宅壮一氏の批判
じゃないけれども、まことにこれはど
しがたかな、こゝろ申さざるを得な
いのです。私はこの際文部大臣に、何
のために教育委員会制度といふものを設
けられたのか、それが当初は府県のみ
に置かれたわけですが、間もなく市町
村、あらゆる市町村まで地方教育委員
会制度といふものを断行されたので
す。このとき清瀬さんはもちろん閣僚
でもなし、与党でもなかつたわけだ
から、その当時の責任を追及しよう
と思つておられます。しかしさうい
う地方教育委員会といふものをすべて
市町村にまで設置されたのが今の与
党ではありませんか。与党の全部と
言わなくても、有力な与党の構成分子
になつておるでせう。(菊川孝夫君)自
由党だといふと、この地方教育委員会
が設置されたといふ目的はど
あつたかといふことを私はお尋ねした
のです。これはもちろん、聞いても
またわかつたやうなわからぬやうな御

答弁になりましようから、御答弁必要
としませんが、(笑聲)教育委員会法の
第一条に明確に教育委員会を設けたそ
の目的が載つておるのです。しかし
この教育委員会を設けた目的とい
ふのは、きれいな言葉で第一条に述べ
られておるが、何が隠されてゐたかとい
うと、結局その当時の与党のねらい
は、あるいはその当時のこの法律に賛
成された清瀬さんの所属された改進黨
のねらいは、教員組合の力をどう押
えるかといふだけがこの法律を作る、改
正する、廃止する中心であつたわけ
です。市町村に教育委員会を設置する、
市町村の実態が保守が圧倒的な勢力
あるから、選挙をしてもこれは当然に
保守系の委員が議席を圧倒的に占め
るだらう、その中から一つ教員組合
の力を圧迫して、さうして教員組合の
力を押し下ろし、これがねらいであつ
たことは周知の事実です。吉田内閣の
ときの文教政策といふものは、すべて
が文教政策ではなくして、いかに教員
組合と取つ組みをするか、いかに教員
組合の組織を弾圧し、あるいは自主的
な動きを阻止するかのことを中心
としてめぐつてゐたといふことは、こ
れは明らかな事実です。ところが、そ
ういふやうなことをやつてみても、時
勢の流れにはどうしても勝てない。国
民の民主的な自覚の前には、いかに法
律を持ち政策を立てても、保守党の行
き方では間に合はなくなつた。今度は
またそこで一つ考えたのが、教育委員
会制度の改革であるわけなんです。そ
ういふことを考えたとき、この際、清瀬
さんにお尋ねしたいことは、審議会の
構成等の中に、学識経験のある者三十
人、これもいろいろな各界の八方を出

される御方針のようでありますが、教育に關係する諸問題でもありますが、この委員会の中に入ってくるものと期待いたし、また当然の措置だと思ひますが、この点はどうか考えておられるのか。さらにこれに関連してお尋ねしたいことは、中教審の委員をお選びなさる場合には、人格は高潔で、教育、學術、または文化に關し広くかつ高い識見を有する者から文部大臣が内閣の承認を得て任命する、こうなっておりますけれども、この臨教審の場合にはそういう規定がないのです。これはだれでもいいのか。極端に言つてです、汚職にひつかつた議員でも差しつかえないのかどうか。この点もあわせて一つ何一つおきたいと思ひるので

○國務大臣(清瀬一郎君) 人格が高潔ということがあります、汚職にも、それは汚職によりますけれども、大体眞実ならば汚職にかつた人は人格高潔と言えないと思ひます。世の中にはしかし無実の罪で後に無罪にもなる人がありますから、一がいに起訴されたからといって擯斥はできませんけれども、私の感覚では、汚職にかつた人は御遠慮願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 もう一つ答弁を落してゐる。教員組合の代表を入れるかどうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教員組合の代表を入れるかどうかというところは、それはほかのことも、代表というものは入れないつもりです。ですから、教員組合に属されているからといって入れないというところは言えないと思ひます。実業界でも銀行界でも、およそ

何界の代表という資格の者は入れないつもりです。人個人でいきたいと思ひます。それで教員組合運動をしていくからそれをのけるというところは考えておりません。けれども、組合代表じゃありません。

○田畑金光君 いや、私も別に組合の代表とかあるいは財閥の代表とか銀行の代表とか、こういうまさか代表を入れるとは考えておりません。常にかつた人だけで満たされておる、あるいは国民の片寄つた層の代表のみが加わつておる。こういうやり方は是正しなければならぬと思ひます。そういう意味合いにおきまして、教員組合の代表でなくて、教員組合の指導者等の中からも、あるいはまた労働界の指導者等の中からも、あるいは財界の指導者等の中からも、当然国民各層の中に入りつばな人方をこの委員会の中に入れておきたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) そう考へておられます。しかしこれでも申し上げたいのですが、これが組合の代表だといつてやられちゃつと困るのです。ほかの方も代表せねばなりませんから、その人個人に目をつけて、お入り願ひ時分に、組合運動をしていくからこれはいかぬなと思ひます。そんな偏狭なことと思ひます。

○田畑金光君 なお私は質問事項が多々ありますが、大へん文部大臣も疲れたので、きょうはこの辺で私の質問は終りたいと思ひます。

なお、時間もすでに五時半に近くなつておりますので、約束の時間もきたやうですから、きょうは質問はこれくらいにします。

○野本吉吉君 もう時間もだいぶたちましたし、大臣は昨夜から本朝にかけ非常に奮闘されておられたと思ひますから、きわめて簡単に要点だけを御質問申し上げたいと思ひます。

教育の制度、それから目的、内容、教師論、これらもろもろの教育問題に關しまして、国会の論議は私どもの知る限りにおきましては今日ほど盛んなときはないと思ひます。また一般世間におきましてはこれらの諸問題に關しまして、學者、報道陣、評論家、実業人、あらゆる人たちがいろいろな角度から見てその所見を発表し、意見を述べられております。教育論議の盛んなこといまだかつて見たことができない状態であらう。私は教育に關しまして全国の人々がかように深い関心を持たれることが、これは公正無私、純粋な教育本来の使命實現のためのものであるならば、これはまことに喜びにたえないことであると思ひます。しかしながら、万が一それが特定の政治勢力の擴張のため、あるいは思想の普及と透のための方便手段としてならば、これは國家の將來のためこれに過ぎる愛いはないので、深慮にたえない。最近の国会におきましては論議あるいは対立の實情を静かに、しかもしきりに検討いたしますと、私は教育の問題がいわゆる政治の渦中に巻き込まれて、その本来の姿がゆがめられるのではないかと、このことを非常に心配しておる者の一人であります。

教育基本法の第十條に示された、教育が不当な支配に屈することのないやうに、この新精神こそ、今全国民によつて正しく理解され、正しく守られ、そしてその正しい考え方の上に教育の諸問題が論議、検討されることをこいねがつてやまない。基本法の第十條のいわゆる不当な支配、これはいろいろ考へ方があらうかと思ひますが、いわゆる政治権力による支配、これも不当な支配だと私は思ひます。それから経済的な面からの支配、これも不当な支配だと思ひます。それから民間にありま

組合あるいは団体等のいろいろな圧力というやうなもの、これもまた排除するべき不当な支配であると思ひます。これをしほつて政治的に考へますと、私はこの教育の問題は、率直に申しますと、いわゆる自民党的な偏向も許されぬ、同時に社会的な偏向も断じて許されぬ。『その通り』と呼ぶ者あり。そこでこの点に關しまして、清瀬文部大臣はどのような信念に立つて教育行政全般に當られるかといふことを私ははつきりお聞きしたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) まことに広範な影響を持つ重大な御質問であります。私は教育といふもの、第十條第一項は「教育行政」といふ表題がついておりますが、教育といふものは、必ずしも行政に限らぬ、これは不当な支配に支配されることなく、国民全体に対して直接責任を持つておる。国民全体といふのは何かといふと主権者ですよ。国民全体を一つのボディと見て、国民全体に対して責任を持つ。國のためにいいことであらばする。それゆゑに、ある一つの団体、自民党にしろ、社会党にしろ、共産党にしろ、あるいはそのほかの場合にしろ、その都合によつて教育を左右すべきものではない、こ

ういふふうに解しておりました、今お尋ねの前段と同じであります。

それで私は、各方面から非難を受けつつも国民全体に対して責任を負う、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

ういふ考へであります。予算とか立法とか、これは純行政のことであつて、党のおつしやることも研究してやっておりますが、教育中心はこれほどの支配を受けず中正公正なものにしていきたい、こ

申しますのは、その第百六条によりまして、「監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、政令の定めるところにより、その権限を他の監督庁に委任することができ、」当分の間、文部大臣が監督庁になつておる。文部省といふところは一体どういふところなんですか、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それが不明なので御審議を願ひたいといふのです。私も文部大臣になつてから非常に不思議だと思つておられます。御指摘の通り百六条に、「監督庁は、当分の間」といふておられますが、文部大臣です。ところが教育委員会法五十五條の第二項を見ると、文部大臣は監督してはならぬといふ規則があるのです。(笑)野本吉君「その通り」と述べ、文部省設置法にも、文部大臣は監督せずとあります。しかし世の中の、日本の伝統としては、いやしくも文教について事件が起れば責任は文部大臣が負ふのです。かつて伊勢の海で子供が死にました。監督は一つもできないのです。だけれども松村文相の責任だといつて責任を追及しております。(こわいねと呼ぶ者あり)これらのことは徹底的にこれを見ると、やっぱ文部省以外に何か外局のやうなものを別に作つて、そこで教育をやらすといふふうな予定で進駐軍がやつたのかもわかりません。一九四四年以前にもイギリスの法律——あそこでは教育委員会といふものがあつて、そつして教育をやつておつたのです。ただイギリスの法律では、教育委員会の委員長は閣議に出ておられます。そこでイ

ギリスの民主政治になつてきておるのです。今回社会党から衆議院にお出のになつたのは、教科委員会といふものを文部省の外局として、そこでいろいろなことをやろうといつてこられたのです。ああいうふうなアイデアで進駐軍が日本の教育をやろうとして、まだ思ひ存分やらぬうちに日本から退却した。(退却とは感覚が古い)と呼ぶ者あり)退却したと、こつていふことです。ほんとうは監督庁で監督をするのです。監督は大事なことで、十分か、日本の教育の組織をどうするか、もし監督庁といつたやうなものを社会党さんのおしやるやうに外局でも作るものであつたら、もう文部大臣などやめて、その委員長が閣議に出ればよいのです。それなら強いのです。けれども教育といふのはその組織を変えるべきものではありせんから、現在の態勢で……この点教育の専門家の人に聞いてみようと思つたのです。それで私の方で教育の責任の明確化といふことがあります。

○野本吉君 実はこの問題を私が申しましたのは、前の国会のある機会に文部大臣の責任として問はるべき事項について追及して参りましたところが、文部大臣は、もうそれ以上のことは何とも言えないのだといふのです。だんだん見てみますと、今のやうなことになる。当分の間、文部大臣といふことに對して、今まで各代の文部大臣はどうか考えておられるのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前任者がどう考えておられたか知りませんが、私の直前の文部大臣は、やはり日本の教育についてみな責任を負わなければならぬといふ責任感で、あの相模湖で

起つた事件、紫雲丸の事件が起つたときには、それはもう責任は自分にあるのだといふことで大いに責任をとつておられます。だけれども調べてみたら、松村君はそのチャンスはなかつたのです。

○野本吉君 ただいま大臣からございまして、これも深く繰り返してしまふが、お話の通りに、文部省設置法の第五條によりまして、「大学、研究機関その他の教育、學術又は文化に関する機関に對し、その運営に關して指導と助言を与えること。」あるいは、「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に對し、教育、學術、文化及び宗教に關する行政の組織及び運営に關して指導、助言及び勧告を与えること。」こゝで私がはつきりお聞きしたいと思ひますのは、指導、助言、勧告、この三つの言葉が使われておりますが、この概念といふのは一体、指導と助言と勧告、どう違ひますか。

○政府委員(福田繁君) ただいま非常にこまかい御質問でございますが、文部省設置法を作るときは、多少いろいろ解釈があらうと思ひますが、この文部省設置法、あるいは他の法律にも同様なことが、指導とか勧告とか助言とかいふやうないろいろなニュアンスをもつて使われております。しかし概して申し上げるならば、その中で勧告といふのが一番軽いと思ひますが、ただ勧告いたしましたとしても相手方がそれを拒否する、少くとも別にそれに対して制裁を与えない。それからその次の助言でございますが、これは英語のアドヴァイスといふやうな意味でございます。勧告に次いで、これはそれに対しては相當相手方より責任を持つていかなければならぬといふ意味合ひで、これはややや勧告より強い意味で使つております。最後の指導でございますが、順序は逆になりまして、これは一般のい

○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散會いたします。
午後五時三十八分散會

- 五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、金、勲章年金復活に關する請願(第一四三三三號)
 - 一、地域給制度改正に關する請願(第一四三四號)
 - 一、臨時教育制度審議會設置法案反對に關する請願(第一四六八號)
 - (第一四六九號)
 - 一、旧軍人恩給の加算制復元に關する請願(第一五一二號)(第一五二四號)
 - 一、旧海軍特務士官の恩給改訂に關する請願(第一五一二號)(第一五二三號)
 - 一、旧軍人關係公務扶助料の倍率改訂等に關する請願(第一五二三號)(第一五二三號)

第一四三三三號 昭和三十一年五月十七日受理
金、勲章年金復活に關する請願
請願者 名古屋市中区和泉町一ノ二 渋谷満外六名
紹介議員 草葉 隆國君
戦後停止されてゐた傷い軍人及び恩給資格者がその特権を復活されてゐるのに同じ戦役に従事した殊勲者に対する金、勲章年金だけは放置されておられ、しかもこれら殊勲者は大東亜戦争の功罪とは何等の關係なく、又生存者の数も少いことであるから、すみやかに金、勲章年金を復活せられたいとの請願。

第一四三三號 昭和三十一年五月十七日受理

地域給制度改正に関する請願

請願者 愛知県豊橋市議會議

長 山本一二

紹介議員 河井 彌八君 山本

米治君 田中 啓一君

井野 碩哉君

公務員に対する現行地域給制度には幾多の矛盾があり、これが改正について再三陳情を続けてきたが、いまだにその実現を見ないのはまことに遺憾である。特に地方自治体においては町村合併促進法にのっとり町村合併を積極的に推進してきたのであるが、かえって同一市内において地域給を異にする矛盾を生じ、学校教職員及び市職員の異動について支障をきたしこれが補てんのために純市費をもつてその差額を支弁する等全くこれが対策に苦慮しているから、地域給の均衡を保持できるように根本的な法の改正を実施せられたいとの請願。

第一四六八號 昭和三十一年五月十七日受理

臨時教育制度審議会設置法案反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鎌

倉町一九 神成吉彦

紹介議員 湯山 勇君

臨時教育制度審議会の設置を規定している臨時教育制度審議会法案は、(一)現在中央教育審議会があるにもかかわらずそれを無視するものである、(二)その設置期間を二箇年に限っているが、一國にとつて重大な影響をもつ教育の問題をこのようになあたらしい方法で決定することに反対である、

(三)その審議会には国会議員十名の参加が規定されているがこのようなことは前例のないことで、教育の中立性を一層侵害するものである等教育の民主性を妨げるものがあるから、本法案に反対であるとの請願。

第一四六九號 昭和三十一年五月十七日受理

臨時教育制度審議会設置法案反対に関する請願

請願者 東京都文京区大塚町三

五 柴田喜世子

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一四六八号と同じである。

第一五一二號 昭和三十一年五月十七日受理

旧軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 山形市青町五八〇 南

雲親一郎

紹介議員 泉山 三六君

昭和二十八年の恩給法改正によつて廃止された旧軍人恩給の加算制復元は、これを法律化し、予算化するのに必要な資料の不備が主因となつて、その解決をはばまれてきたが、この問題を解決するため政府は三十年度内に七千万円の予算をくんで加算実態調査を実施することになった。ところが会期末も近づいた現在においても何等その結果は知られず、国会への報告は六月末になるとのことであり、これでは一年延ばしに見送られるおそれが多分にあるから、国会においては、是非今会期中にその報告と加算制復元に対する政府当局の見解とを関係者に明らかにせしむるよう措置を講ぜられたいとの請願。

第一五二四號 昭和三十一年五月十八日受理

旧軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 群馬県館林市大字館林

八〇二 小林淳外千八

百名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第一五一二号と同じである。

第一五一三號 昭和三十一年五月十七日受理

旧海軍特務士官の恩給改訂に関する請願

請願者 山形市青町五八〇 南

雲親一郎

紹介議員 泉山 三六君

旧海軍特務士官は、その在職中旧海軍士官とは給与体系を異にし、特務大尉及び特務中尉はそれぞれ同階級の士官よりも高給であり、特務少尉でさえその俸給額は中尉のそれを超えていたが、恩給年額の基礎となる仮定俸給年額は士官、特務士官を併せて一本建となつてゐるため、特務士官の恩給は不当に不利なものとなつてゐるから、現行の旧軍人仮定俸給年額表とは別個に特務士官仮定俸給年額表を設けて、特務大尉は二十二万二千円、特務中尉は二十万五千二百円、特務少尉は十五万四千八百円に定められたいとの請願。

第一五二三號 昭和三十一年五月十八日受理

旧海軍特務士官の恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県館林市大字館林

八〇二 小林淳外千八

百名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第一五一二号と同じである。

第一五一三號 昭和三十一年五月十七日受理

旧軍人関係公務扶助料の倍率改訂等に関する請願

請願者 山形市青町五八〇 南

雲親一郎

紹介議員 泉山 三六君

旧軍人関係の公務扶助料の年額を計算する場合に用ゐる倍率は、兵においては二六・五割、将官級では一七・〇割の現行倍率を適用することになつてゐるが、戦没軍人の扶助料にこれらの倍率を用ゐることは不合理であるから、これらを改めて兵の倍率を四〇・〇割とし階級を上げる毎に順次減減して将官級において二〇・〇割となるように公務扶助料の倍率を改正せられると共に、増加恩給、傷病年金を差し当り一割四分程度増額し、普通恩給を併給されない者の傷病年金の額については、第七項の傷病恩給との均衡を考慮して増補整理されたい。なお、旧軍人としての実在職年の通算については、なお不当に取り扱われている点が少ないから、これらを逐次に改めてすみやかに通算制完全是正を実現せられたいとの請願。

第一五二三號 昭和三十一年五月十八日受理

旧軍人関係公務扶助料の倍率改訂等に関する請願

請願者 群馬県館林市大字館林

八〇二 小林淳外千七

百名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第一五一三号と同じである。